

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

町長より、議案第 35 号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第 36 号 令和 8 年度只見町国民健康保健施設特別会計補正予算（第 2 号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号及び議案第 36 号を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として日程の順序を変更し議題とすることに決定しました。

議案及び資料を配付させます。

〔議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） それでは、追加日程第 1、議案第 35 号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） はい。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので説明をお願いします。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、昨日でございますが、議案のほうで提案をさせていただきました只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例におきまして、こちらのほうでミスがございました。

その関係で議案のほうの円滑な審議のほうを結果として妨げることになりまして、議員の皆様また関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、ここでお詫び申し上げさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

改めまして、追加議案ということで、私のほうから健康保険税条例の一部を改正する条例の提案ということで説明をさせていただきたいと思います。

改正条文のほうで、まず第2条第5項中ということで、昨日ご指摘ございました、只見町は3方式ということで、資産割額という記載が入るべきものではありませんでしたが、専決のほうの改正に入ってございましたので、こちらの改め分のとおり、資産割額並びに被保険者均等割額及び、を被保険者均等割額並びに改めるという形で資産割額のほうの、こちらの条例の改正分のほうを削除させていただくということで、追加をさせていただいて今回の条例改正提案を改めてさせていただきたいというお願いでございます。

そのほか、以下になりますが、第9条の3中、100分の空欄につきまして、100分の0.31ということで、それぞれ今般の子どもの子育ての支援金の追加となりました部分に関しまして、率それから均等割額、平等割額の金額等々について、こちらのほうを改めさせて追加をするような形で本文のほうで条例改正をお願いをさせていただくものとなってございます。

それぞれの条項につきましては、昨日お配りをさせていただいた資料のほうに、7割軽減世帯・5割軽減世帯・2割軽減世帯ということで、それぞれの条文の中で軽減額が追加されました分におきまして金額をこちらのほうで改正条文として入れ込む形とさせていただいております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、山岸国夫君。

○6 番（山岸国夫君） この子ども・子育て支援の関係では、国の、この提案が国の法律改正によって出されているものですが、国のほうは令和8年度は6,000億円、10年度には1兆円という規模の見込みを出してますが、そうすると、これは毎年、条例改正によって、3年間ですね、毎年値上がりしていくという形になると思うんですが、そうすると大体、6,000億円が2年後には1兆円になると、約1.6倍です。そうすると、この条例でいくと、大体、この今回提案されている条例のそれぞれの中身も大体1.6倍というような見込みになるのでしょうか。これは見込みなんで、国の予算との関係でなりますけれど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 6 番、山岸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この後、1.6倍程度になるということで試算がございますが、現在の子ども・子育て支援金に関する試算の中で今年度におきましては、国民健康保険税については200円程度。それが一世帯あたりになると300円程度となつてございます。試算によりますと、令和9年におきましては一世帯あたり450円、令和10年におきましては一世帯あたり550円ということで、おおよそ、1.6までいかないんですけども、倍近くというような形で、支援金の額が見込みとして予想されております。

そういった中で、今後、来年度からは標準税率が県のほうで示されますので、そういった税率に町のほうの税率を合わせていく形になろうかと思ひます。おっしゃっていただいているとおり、3年後には、こちらのほうは見込みとして増える見込みとなつてございますので、全体的にはその数値に近づいていくものと思ひれます。

町のほうの税率も県に合わせて、そちらのほうで合わせていきますので、税率としては上がっていくことになろうかとは思ひております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（佐藤孝義君） 6番、山岸国夫君。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、山岸国夫君。

○6番（山岸国夫君） 6番、山岸です。

反対討論をいたします。

医療保険は本来、病気やケガなどの保険事故を想定した制度であります。その保険料に子育て財源を上乗せすることは、医療保険の本来の理念を歪めるものであります。今、審議されているのは国民健康保険税であります。医療保険全ての被保険者にこれは上乗せされます。支給、制度において政府は歳出改革と賃上げによって実質的な社会保障負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築すると言っておりますが、これは子育て財源は医療、介護の一層の給付費抑制、負担増の押し付けと民間企業の賃上げ次第という流れになっております。

本来、公費で行うべき子育て支援の財源として、保険税を、それを筋違いで新たな子育て支援金の上乗せを加入する医療保険による格差を広げることにもなってまいります。

社会保障削減するか、保険税を上げるかという選択を国民に押し付け、現役世代と高齢者、子どものいる世帯とそれ以外の世帯の対立と分断を煽るような手法は認められません。

国は歳出削減と言いながら、今度の国会でもOTC類似薬、いわゆる解熱剤のロキソニンなど、医者が処方しても、これは類似薬があるということで保険の利かない薬剤費が薬局において調剤されることになります。そうすると、大体、平均でいけば、3割負担の保険者については約5割負担になるという試算もあります。膨大な国民の医療費に対する負担、保険税だけでなく、お医者さんに掛かった際も医療費が、支払う医療費が増える。これは国民に対して異常な負荷であります。しかし、その分、政府は財政を縮小していく。国の言う財政縮小は国民負担にほかなりません。これを押し付けることに、国の制度で、町も税条例で変えなくてはなりません。このような手法は断じて許すことができません。

そして、さらに、先ほどの私の質疑に対する答弁であったように、この3年間で6,000億円から、国は1兆円に増やす。ということは、社会保障のあらゆるところで国は公費を投じずに国民負担によって賄っていくという、こういう医療保険制度の根本、社会保障制度

の公費負担をせずに、国民負担にするものを進めていく。こういうものについては私は反対いたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 3 5 号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、議案第 3 5 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 1、議案第 3 0 号 令和 8 年度只見町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第 3 0 号 令和 8 年度只見町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

まず第 1 条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。

今回、歳入歳出それぞれ 7, 1 1 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 5 億 7, 1 1 1 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

2 項としまして、第 1 表 歳入歳出予算補正をお願いしてございます。

第 2 条におきまして、第 2 表になりますが、債務負担行為補正もお願いしてございます。

1 ページ、第 1 表になります。

歳入でございますが、町税から諸収入まで、合わせまして補正額 7, 1 1 1 万 7, 0 0 0 円でございます。

歳出、2 ページから 3 ページです。議会費から予備費まで、合わせまして同じく 7, 1 1 1 万 7, 0 0 0 円の増額補正をお願いしてございます。

4 ページ、第 2 表 債務負担行為補正ということで、今回、只見線（会津川口・只見間）の鉄道施設等の維持管理に関する負担金。令和 9 年度から令和 1 6 年度までということで、年度内に覚書を締結する予定となっておりますので、今回、限度額 2 億 2, 2 9 9 万 2, 0 0 0 円で債務負担行為を設定をさせていただきたいと思います。

5 ページから事項別明細書となっております、7 ページからご説明をさせていただきます。

歳入でございます。

町税の固定資産税、また軽自動車税につきましては、賦課確定に伴いまして、それぞれ増額補正をお願いしてございます。

分担金、負担金の分担金、集会施設整備事業分担金につきましては、叶津集落ほか雪害等の修繕に伴う分担金をお願いしてございます。

1 4 国庫支出金でございます。国庫補助金、総務費の国庫補助金につきましては、水力発電導入促進支援金事業補助金ということで、小水力発電の調査費に補助を充てるものでございます。民生費国庫補助金及び衛生費国庫補助金につきましては、システム改修等に伴います補助を増額してございます。

県支出金の県負担金でございます。保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の賦課確定をみまして減額の見込みとなっております。

8 ページ、繰越金でございますが、前年度繰越金、7 年度からの繰越金 4, 5 4 3 万 4, 0 0 0 円を計上してございます。

最後、雑入でございますが、緊急安全措置業務負担金ということで、空き家対策で緊急安全措置、必要になった場合の個人負担ということで歳出と同額で計上させていただきました。

9 ページから歳出になります。

各科目におきまして、令和7年度の定期人事異動等に伴います人件費の補正を計上してございます。

議会費については人件費のもの計上でございます。異動に伴うものでございます。

総務費の総務管理費、一般管理費につきましても人事異動に伴う補正です。

財産管理費でございます。今回、条例改正をさせていただきました公共施設在り方審議会の開催に伴いまして委員報酬、また10ページに費用弁償ということで計上をさせていただいております。

企画費でございます。報償費、旅費につきましては政策推進アドバイザーに対する謝礼、費用弁償ということで、今回、小水力発電を調査して推進していこうということで、アドバイザー、京都大学での先生なさっていらっしゃいます松尾先生のほうを今回お願いして推進をしていきたいということで、若干、報償費等をお願いしてございます。委託料でございます。事業性評価調査業務委託料ということで、これにつきましては小水力発電の導入に向けて、国の補助金を活用しまして、今回、調査をさせていただきたいというふうに考えてございます。目的としましては、地域エネルギーの地産地消、また自然資本を活かした地域（聴き取り不能）の強化等で、地域における発電を促し、地域の活力としていただきたいというふうなことで考えてございます。ポテンシャル調査をさせていただいて、経済性、技術的な実現可能かどうかの事業性評価まで調査を行ってまいりたいという考えでございます。結果、事業性があるということになりますれば、民間資金活用事業、P F Y方式をもちまして運営者、事業者の公募をしていきたいというふうに考えているものでございます。

続きまして…

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 続きまして、7目、移住交流費、委託料です。

緊急安全措置業務委託料ということで、こちらは道路等に隣接する空き家等について、管理不全により町民の生命、財産へ危機が生じた場合に町が必要最低限の安全措置を行うものであり、実施した費用については所有者から徴収するということとなっております。

なお、本経費につきましては、本来、当初予算へ計上すべきものでありましたが、お詫び申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、ブナセンター費でございます。

報酬から旅費まで、人事異動に伴いまして、今回、ふるさと館田子倉等で人員1名増員をさせていただきました関係で増額をお願いしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 10ページ下段からになります。

2款の総務費。項の徴税費。1の徴税総務費でございます。こちらにつきましては人事異動等に伴います補正となっております。

次、11ページ目にまいりまして、2目の賦課徴収費でございます。委託料、地籍管理システム保守委託料66万円でございます。こちらにつきましては昨年度更新をさせていただきました地籍管理システムの保守委託料でございますが、2年目からの保守分、当初予算に計上すべきものでございましたが、そちらのほうが漏れておりましたので改めて計上させていただきます。

その下、項の3、戸籍住民基本台帳費の職員共済費につきましては人事異動等に伴うものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、11ページ下段の民生費、社会福祉費でございます。

社会福祉総務費、給料、職員手当等につきましては人事異動等に伴う補正でございます。

12ページまいりまして、操出金でございますけれども、国保事業特別会計への操出金でございますが、本算定によりまして額の変更の見込みということでの減額になってございます。

続いて、障がい者福祉費の委託料でございます。こちらにつきましてはシステム等改修委託料ということで、今年度、医療費助成システムを導入するという内容になってございます。

今まで、障がい者医療ということで、重度心身の医療費、受給者証を医療機関の窓口に提示をしまして、そちらで確認をしていたものでございますけれども、今回、システムを導入し、マイナンバーと連携することで、マイナ保険証をお使いの方は受給者証を提示しなくても医療機関の窓口でオンライン資格確認を行っていただくことで受給者証と保険証を一体的に活用できるといったシステムに改修する内容となっております。

続いて、介護保険費でございます。こちらは操出金ということで事業会計への事務費分としての操出の増額をお願いするものでございます。

続いて、民生費の児童福祉費、母子福祉費でございます。こちらも委託料ということでシステム等改修分なんですけれども、障がい者福祉費と同様に医療費の助成システムをこちらにも導入をいたします。マイナンバーと連携し、マイナ保険証をひとり親の医療費の受給者証を提示しなくてもオンラインで資格の確認ができるシステムに改修する内容となっております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 4目、保育所・認定こども園費でございますが、定期人事異動に伴います人件費の補正をお願いしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。

共済費につきましては人事異動によるものです。委託料につきましては、こちらシステム等改修委託料ということで、障がい者福祉費、母子福祉費と同様に、こちらは子ども医療に係るシステムの改修となっております。ネットワークの設定に係るものとなっておりますのでよろしくお願いいたします。操出金につきましては国保施設特別会計の操出金の増でございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 13ページ目にまいりまして、3目、環境衛生費でございます。こちらにつきましては人事異動に伴います補正となっております。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 13ページの保健事業費でございます。こちら委託料でございます。健康管理システムの改修委託料につきましては、今年度、保健師を1名増ということで健康管理システムのクライアントを追加を、1台追加をするという内容の改修となっております。

もう一つ、システム等改修委託料でございますけれども、こちらは昨日条例改正をしまして、内容で、予防接種のデジタル化に係る、こちらはネットワークの改修分の委託料となっております。予防接種の接種自体は健康管理システムのほうで管理をするんですけれども、健康管理システムの改修も必要となりますが、これにつきましては当初予算のほうでお願いをしておりますので、今回についてはネットワークの改修分だけの計上とさせていただいて

おりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 13 ページ中ほどから6 款の農林水産業費になります。

2 目、農業総務費については定期人事異動による人件費の増でございます。

3 目、農業振興費。こちら補助金二つございますが、どちらも農業振興事業補助金交付要綱に基づく補助金になります。振興作物新規栽培者支援事業補助金100 万円でございますが、本年度からトマトの新規就農者へ10 分の7 の100 万円上限での補助金になりますが、新規栽培に係る定植苗、元肥、資材等の初期投資への補助金となります。14 ページにまいりまして地域計画推進農業用機械購入支援事業補助金でございます。66 万8,000 円の補正になりますけれども、当初、1,000 万円ほどを予定してございましたが、現在、交付決定8 件ございまして900 万円ほど。さらに見込み4 件ほどございまして、今回、不足と見込まれる金額を補正をさせていただくものでございます。

続きまして、2 項の林業費。1 目、林業総務費でございますが、こちら、定期人事異動による人件費の減でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 続きまして、7 款、商工費。1 目、商工総務費でございますが、こちらは定期人事異動に伴う補正となっております。

続きまして、3 目、観光費でございます。1 の報償費と次の旅費につきましては、こちら観光開発審議会、昨日、一般質問でも出ましたが、季の郷湯ら里の在り方について審議を行う観光開発審議会について委員10 名分、3 回分の費用として計上をしております。続きまして、その下、普通旅費、一般旅費ですけども、そこから需要費、役務費と予算を計上させてもらっております。こちらにつきましては9 月5 日・6 日に台湾の台北市のほうで福島県の観光物産イベントが開催されます。そちらの参加に伴う職員3 名分の旅費、それからノベルティの作成費、パンフレットの印刷費、あと現地での通訳、あとは荷物の配送料と、そういった係る経費を計上しております。

近年、福島県の外国人旅行客が増加しておりまして、特に台湾の観光客の方は只見線や雪への関心が高く、本町が誇る豊かな自然環境や四季の景観などの地域資源と併せて情報発信と情報収集を行い誘客に繋げてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 15 ページ、中ほどから8 款の土木費になります。

1 目、土木総務費につきましては定期人事異動に伴う増でございます。

4 項の住宅費、1 目の住宅管理費でございますが、克雪対策事業補助金285 万円の補正でございます。こちらにつきましては当初予算で1,000 万円ほど議決をいただいておりますけれども、申請期限までに受理をさせていただいた（聴き取り不能）補助対象申請分48 件分を交付決定したいもので、285 万円ほど、今回、補正をお願いするものでございます。

5 項のまちづくり事業費。1 目、集会施設整備費でございます。こちら工事費、工事請負費、集会施設修繕工事として187 万円をお願いしたいものでございますが、こちら集会施設、3 施設の屋根の融雪設備が今冬の雪で破損いたしまして、そちらの修繕工事を行いたいものでございます。具体的には八木沢集会施設、入叶津集会施設、叶津集会施設でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、16 ページ目になります。

款の9、消防費。項の1、消防費。目の1、非常備消防総務費でございます。こちらにつきましては定期人事異動に伴います補正となっております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 16 ページ、10 款、教育費でございます。

2 目、事務局費につきましては定期人事異動に伴います人件費の補正をお願いしてございます。

4 目、語学指導事業費につきましては、語学指導助手ALT に係る会費の改正によりまして負担金に不足が生じましたので増額をお願いをするものです。

下段の小学校費、2 目、教育振興費でございます。こちらは定期人事異動に伴います人件費の補正をお願いしております。

それから17 ページにまいりまして社会教育費、2 目、文化財保護費でございます。1 節、報酬につきましては旧長谷部家住宅管理運営に係る会計年度任用職員の代替職員分の補正をお願いしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 最後、予備費でございますが、667 万9,000 円、増額

して調整をさせていただきました。

18ページから給与費明細書となっておりますのでご確認いただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 8ページの操出金についてお伺いしますが、これをお伺いするには二つの基金の残高をお伺いしなければなりません、財政調整基金と地域振興基金、あとは公共施設の関係の基金。この三つの残高を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど基金の残高のご質問でございます。

まず財政調整基金になりますが、7年度末につきまして6億1,182万9,582円。

これに剰余金積立が5,000万円加わるということで6億6,100万円ほどになります。

あと地域振興基金、7年度末、14億5,100万8,846円になります。

あと公共施設再整備基金ですが、16億7,171万6,240円となります。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） そうすると、仮に相当、この町の難儀がきた時に使えるお金があるという中で、この操越金をさらに繰越4,500万。少し多いのではないかと思います、財務当局はどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 繰越金多いというお話でございます。実質収支比率で申しますと2.4パーセントでございますので、3から5パーセント程度が良いと言われている中ですので、特に多いという部分ではないかなと。例年、この程度の繰越金で調整をさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） 1点お伺いします。

10ページ、企画費でございます。

委託料。事業性評価調査業務委託料 2, 0 0 0 万ということですが、これはあの、経済委員会の中でも説明があり、目的に関しては非常に良いことだと思いますが、その中でその対象河川（聴き取り不能）ということで、対象河川、余名沢ということ、委員会の中でもお話ししましたが、何故、余名沢に選定してやろうとするのか。その辺をちょっとお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 今回、余名沢を当初選定をさせていただいております。

これにつきましては、まずは普通河川であるということと、深沢地区につきましては湯ら里、また地域資源であるブナ林もございます。また、薪ボイラー施設や民間事業者になりますが、ねっかによるライスウイスキーの蒸留所等の部分もございますので、小水力発電に伴う水、山、米といった只見町のブランドが集合している地域でもありますので、モデル地域として深沢地区、余名沢というところを選定をさせていただいたものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 3 番、小沼信孝君。

○3 番（小沼信孝君） 選定理由というのは非常によくわかります。ですが、委員会でも話しましたが、余名沢の水量を考えた時に非常に現実性が低いという場所を選んで、ただ、選定理由の中の今おっしゃったことは重々わかりますが、小水力ということ考えた時に、発電するということ考えた時に、非常にあの、現実性が低い場所であるわけですから、やはり、こういった事業をするにあたれば、その選定理由もいろいろあろうかと思いますが、もう少し違う場所を検討して、現実性のある小水力発電事業ということになれば良いのかなと思いますので、その辺もう一度お願いします。

あとは、その余名沢を、たぶん、申請するにあたって、もう出してあると思いますが、ほかの場所に変えることが可能なかどうか、その辺もお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 申請についてはこれから、まだ予算も可決いただいておりますので、申請についてはこれからにはなりますが、一応、準備はさせていただいているところではございます。

また、水量の件につきましても、経済委員会、総務委員会、それぞれご意見をいただいております。今回、アドバイザーをお願いしてます松尾先生等に現地を一応視ていただいた中で、いけるだろうというご判断もあり、今回、余名沢を選定をさせていただいたところでございますが、なお、申請にあたっては再度、内部調整をさせていただくことも可能かと思

いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（佐藤孝義君） 3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） 3回目です。

3回目なので、これでやめますが、ということはその、余名沢ということで考えてはいるが、それ以外のこともあり得るということなんだろうか。というのはやはり、この事業、再三、今までも取り組んできたわけです。只見町。ただ、実現に至ってないという。でまあ、Cappaという、マイクロというぐらい小さいものを購入した事例はありますが、結果、うまく利用できてない。ということを見ると、非常にあの、選定する場所をこうやって限定してやった場合、実現性が低いんじゃないかと思うわけです。で、例えば、まだこれから申請して国から、歳入のほうにも出てますが、いただける金が2,000万あるからいいということではなくて、当然、国から出るのも税金でございます。ですから、その辺を考えた時に、もう、初めから、確かに先生はおっしゃったかもしれませんが、現状を見た時に、深沢区でも出水溝があり、そこから下流だけで例えば賄うとなると、落差に非常に問題がある。流域水量も非常に少ないということを考えれば、本来であれば、例えばそのアドバイザーの先生が、可能性はあるかもしれないが、全部とってしまうという、水を全部使ってしまうということになれば、50キロ程度は可能かもしれませんが、そうすると只見町の考えているそのユネスコエコパーク、自然との共生ということ考えた時に、水生昆虫、それから魚類等、まったく住めないようなことまで水をとらないとできないような、それで距離が非常に短い。現実的でない場所を選ぶということで申請されるのかどうか、それをもう一回確認したいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） まず、水でございますが、水を全部使ってしまったって流さないというものではないということで、またあの、河川に戻す形にはなるというふうに認識をしてございますので、使ってなくなってしまうというものではないというふうに考えてございます。

またあの、水量につきましても、その常時流れていないと、まずいというか、年間通して一定の発電量が確保できるのであれば、冬期間であったり渇水時期があっても、それは年間の発電量を確保できればいいでしょうというのが一つの考え方もございますので、そういった面で、余名沢でも可能だろうというご判断をいただいているものというふうに認識をして

ございますので、なお、場所については改めて先生とも協議をさせていただいたうえで決定をして申請をさせていただきたいというふうに考えてございますが、若干、その申請の準備にあたって場所を変えることになる、若干のその時間的なロスもあるというふうには伺っておりますので、ひょっとすると6月の申請ではなく、9月の申請という形になる場合もあるということとはご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかに。

4番、鈴木好行君。

○4番（鈴木好行君） 同様の質問になります。

今ほど申請箇所、私も同じです。この事業の主旨自体には本当に良いことだなと思っています。ですから、その事業自体には反対はしないですけれども、何故、余名沢だったのかという同様の質問になります。

今ほどのご返答で、変更も可能であるというふうな、ある程度、流動的なお話も伺うことができました。委員会の際はそのお話がなかったので、だいぶ問題だなとは思っていたんですけれども、是非ですね、私もそうですが、皆さん方、当局のほうもそうなんですけれども、少ない予算で最大限の効果をあげるというふうな予算の執行であると思います。

そうであれば、可能かどうかというよりも、ここならば可能だという河川が他にもあるわけですから、そういったところに何故選定しないのかなって。これ、PFA方式によって民間業者に運営をその後、任せますよね。ですから、そうしたときに、その方々が商売になるのかどうかという、その判断をしなきゃならない時には、今ほどおっしゃいましたが、発電する時もあるし、しない時もあるというよりは常時発電できる施設のほうのはるかに有効性があるわけですよ。発電量多いところを選定するというのが私は予算執行として常識ではないのかなと思いますので、その辺のところのご答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まったくおっしゃるとおりで、効率が良く、常時発電できれば、それに越したことはないというのはおっしゃるとおりだと思いますので、場所につきましては今ほども申し上げましたとおり、再度、調整をさせていただいて検討をさせていただいたうえで申請をさせていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 4番、鈴木好行君。

○4番（鈴木好行君） 是非、6月が9月にずれ込んだとしても3ヶ月です。この3ヶ月の間で只見町の未来が決まって、ちょっと大げさにすれば、言えば決まってしまう形になります。よく熟考されたうえで執行をされたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

7番、矢沢明伸君。

○7番（矢沢明伸君） 同様な質問になるんですが、今回、この事業というのは、その河川を特定して事業申請するものなのか。その辺のことが一番かなと思います。

皆さん、総務委員会、それから経済委員会でも、やはり余名沢の水量とか、やはり現実的にだいぶ少ない部分があって、その辺は心配されるところじゃないかなという話があります。

先般、一般質問の時に、町長のほうから、ダム発電市町村全国協議会の資料、地域が主体となった小水力発電の導入に関する要望という中、この資料、配付されましたが、この中に、小水力発電の開発可能地というのを広域的な町村を早急に実施するとともにっていう記載があります。たぶん、こういう流れでのこの事業かと思うんですが、小水力は只見町、以前からいろいろ検討されてきておりますが、なかなか実現はしてきてない。ということで、今回、この事業は、この資料の中身によりますと、いわゆる只見町全町の中で、その小水力が可能な河川、あとは水利権とかいろいろ、あまり関係ないような、そういう河川をまず調査をする。そういう流れから入っていく。そして、最終的に一つの河川が有望であるということから、段々、事業化に向けての流れになるというふうな感じが一番妥当ではないかと思うんですが、広域的な、いわゆる只見町全体の中での有望河川を調査するっていう中からこう、入るという手順ではできないんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まずあの、町全体での有望な部分につきましては、ある程度の、机上の調査等にはありますが、これも国のほうで公表されておまして、それぞれのポテンシャルについては示されてございます。その中で詳細な調査をしていくことへの補助金ということで、箇所を指定して、一箇所あたり上限2,000万という国の補助金になってございますので、この調査については、その中でやはり箇所を指定した中での調査を行うということになってございますのでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 7番、矢沢明伸君。

○7番（矢沢明伸君） 国のほうの、いわゆるペーパー上の、書類上のいろいろデータあると

思うんですが、現状はどうか。まず、その辺との整合性というのか、まず、そういうものを調査されて、最終的にその優良地点を特定するという流れでないと、本当に、さっきのあの、（聴き取り不能）言われましたが、経費が無駄になってしまう。計画がだめだったということで無駄になってしまうので、やはり、これだけの財源を使うのであれば、やはり有望箇所を最終的に特定をしていくというような流れが当然のことだと思うんですが、その辺の流れをもう一度ご検討いただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 只見町の中では8箇所から10箇所ですかね、その中で8箇所、有望な地点があるということで、それぞれ落差と流量等々の部分から机上のポテンシャル能力というのはお示しされている中で、今回、余名沢ということで、当初設定をさせていただきましたが、そのほか7箇所程度ございますので、その中で再度検討をさせていただいて、有望なところ、他にございますので、調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 7番、矢沢明伸君。

3回目です。

○7番（小沼信孝君） 今、課長おっしゃったように、ほかにも有望なところがあるということです。やはりその辺のデータをちゃんと集積されながら、それでその経過を見て、最終的にここに決まるっていうことになると、町民の私達も、こういう流れで、ここがやっぱり有望で、ここでだめだったらとか、ちゃんと内容が、計画がわかりますので、是非そういう形での調査をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ご意見は受け止めさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

4番、鈴木好行君。

○4番（鈴木好行君） 確認です。

今ほど、これだけ議員の方々が、余名沢だめですよというふうなお話をされて、それで課長も、じゃあ、見直しも含めてということでおっしゃいました。

そこで確認なんですけれども、この予算通ったから、やっぱり余名沢でやりましょうって

というような、そういった強引な予算執行の進め方はされるのか・されないのか、しめせんと
言うていただければありがたいんですけども。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） やっぱりあの、小水力発電、過去にも話出ては、うまくいかなかったり、いろいろありましたが、やはり、これ、考えていく中には、河川法ということが一番基本にありますし、河川も1級河川、2級河川、準用河川、普通河川というふうにありますし、あとは水利権も許可水利権と観光水利ということありますので、その辺の枠組みの中で考えていかなければならない事業だというふうに思っております。

今般、そういった中で普通河川で有望だという、先ほど課長申し上げましたが、町内8箇所の中の一つにあがってますので、その辺のことは予断なく調査したうえでやっていきたいとは思いますが、余名沢をやらないとは、申し上げることはできません。余名沢も含んで、そういった懸念の声もありますということをちゃんと伝えて、その中でどこがより良いかということで選定していきたいというふうに思います。

やはり、専門的なことであつたり、技術的なこと含めまして、ありますから、そういった考え方はわかりますので、それはしっかり伝えたいと、そのうえで予断なく、どこに選定するかということにさせていただきたいなというふうに思いますので、どうぞ理解をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 11番、菅家忠君。

○11番（菅家 忠君） 当局の方に嫌なことをちょっと言いますけれども、一般質問の時に、手段からお話しとるから、こんなことになるんです。

総務企画課長。余名沢、余名沢と言うとるから、こんなことになるわけです。

なので、手段の話からしなきゃだめですよと。本質的な議論から遠ざかりますよというのは、今まさに本当に今、体现できているというところであります。

広域のところをお話されたのであれば、お話、今ありまして、机上での広域でのデータは出ています。そこのベースを基に今回、小規模なところの策定に入ったというところで有望箇所が8箇所ありますよというところの流れだというふうに聞いております。

先にお伝えしますと、総務委員会の時には私は1箇所2,000万は高すぎると言っただけです。なので、その1箇所2,000万の前提でいくからおかしいわけで、1箇所なんて事業化するんだったらダメな、そんなことは、そこがダメだと。その時には復命書には、交

渉力の強い町長が交渉してくださいと。1箇所2,000万なんてあり得ないと。最低2箇所、3ヵ所、4箇所、やってくださいよという交渉してくださいとお伝えしたわけでありませう。

事業化するにあたって、この事業が大事なのはどれだけ拡大ができるかだという視点です。つまり、1箇所やってOKですよということじゃないんですよ。一番有望で、一番水量があるねってなったら、それは事業化できる確率高いんですよ。けれども、そんなちっちゃいエネルギーを求めてないんですよ。私は。全町でもっと大きな、町民への直接的な福祉の増進を願うのであれば、一番伸びしろがないところで、一番水量が少ないところがどこなのかと。で、それでも事業化ができれば横展開ができるわけですよ。伸びしろが見えるということです。その考え方がまったくなくて、おいしいところだけを1個とろうというのは、それ、事業化とは言わんのです。このゴールがどこまで、どのぐらいの只見町で発電量をつくろうとしているのかという視点がないから、そういう形になるわけです。

すごく、お説教ばかりみたいなことを言うんですけども、以前の小水力のものは、先ほど名前が出たところのモデルは、インターネット上で見ましたら、価格としてはその当時300万円ほどでして、160ワットという発電量でした。

今回、余名沢のところで、小水力に、小水力のベースというところが50キロワットというところの数字がありまして、これは300倍のわけですよ。事業としては。電気をつくるのが。で、あれが300万円だったら、今回の規模は300倍の電気料つくるんだったら、とんでもないハード整備になるわけですよ。すごくでかい事業だって。なんとなく今は、あのぐらいの、なんとか、小規模といたら、300万から1,000万ぐらいかなというものを買うのかなと思いますが、300倍の発電をやる。それがミニマムなんですから。それよりももっとでかい発電をしようとしているんですから、とんでもない固定資産というか、財産を民間の方も取得していくわけです。民間活用といたら。そこら辺のそのスケールの違いが全然伝わってこないし、これ、僕が持ってる資料というか、当局の方が持って説明されるべき資料みたいなことを、私がちゃんとその、私はこうしたいから調べて言ってるだけなので、もう少し、ちょっと、事業の見え方があまりにも良くないなという感じで、どの立場で僕が何を言ってるかわかりませんが、ちょっとそういった、この事業自体をもう少し当局の方って見ていただきたいなという、その視点からちょっとお話されるんじゃないかなという感じなので、ちょっと、その、まあ、受け止めみたいな形になりますが、ちょっとご答

弁いただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

まったくもって勉強不足なところで、大変申し訳なく思っておりますが、おっしゃるように小さいところであれば、大きい、それより条件の良いところはもっと楽にできるだろうというお話、まったくそのとおりだと思います。

事業規模でございますが、他の地域といいますか、での例を申し上げますと、49ワット、最低ラインの、49キロワット。49キロワットですと、建設費がその当時で9,500万、1億程度からの建設費になってございます。半分の20キロワットですと3,800から5,000万程度の建設費。これ、たぶん、土地の条件もあるかと思いますので、それがまったくあの、只見町、当てはまるかどうかは、これは、そのための調査を今回行うということでありますので、そういった事業規模で、それをF I Tのほうに今回、49キロワットで売電すると一番高い34円で売電ができるということになりますと、年間、まあ、30メガワットですか、800万から1,000万程度の収入になると。F I T 20年間があると、その20年間の中で償還できるんじゃないかという試算の中で事業化をして、できるかどうかを判断していきたいというのが、ざっくりした概要になるんですけども、そういったところをお示しできるような調査も今回したいということで考えておりました。

まったくもって本当に勉強不足なところがありまして、詳細なご説明ができない中での答弁になって申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 11番、菅家忠君。

○11番（菅家 忠君） すみません。きついことばかり言いまして申し訳ございません。

総務企画課長は違うところがお得意な方だと存じておりまして、こういった部分は苦手だなというところで頑張ってもらえるというのは受け止めておりますので、たまたまめぐってきて、辛いお立場だなと思うので、その、すみません。ちょっと余計な事いいまして、すみません。

15ページを、すみません、お願いします。

台湾のことでございます。台北市、PRに行かれるということで、職員3名の方の旅費ということで、その、なんとなく、去年も行かれたのかな。その、たぶん、チーム福島という形で行かれるのでは、今年も行かれるのではないかと考えております。成果の指針を伺いた

いなと思っております。１００万円ほど使われますので、何をもって達成したという定義があつて、それに臨んで行かれる、職員がこれを達成するために頑張ってきますというのがあれば、頑張って行って来いよと言えるので、そこの辺りを定義をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） ただ今のご質問ですけれども、今回のこの観光物産イベントは、単なるＰＲだけではなく、一番は調査を目的に行きたいと思っております。

先ほど説明の中で、台湾の方は雪が好きだということでお聞きしておるんですけども、今、台湾の方は川口駅までは多く来られております。そこから只見町に呼ぼうと考えておるんですけども、じゃあ、只見町の雪っていうのは好きだってわかるんですけども、只見町の雪のどんなところが台湾の方は興味を持たれるか。例えば雪まつりが良いのか。それとも鎌倉づくりが良いのか。雪景色が好きでおられるのか。只見町の実際の写真とか、そういったものを持って行って、アンケート形式で、雪景色、あとは只見の四季、山、登山、そういったものを持って行って、只見のどこが好きかというアンケート調査をしてこようかと思っております。それを、結果を持って、今後の商品造成とか、そういったものに繋げていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） １０番、酒井右一君。

○１０番（酒井右一君） 町長おっしゃるとおり、水力発電のうち小水力っていうのはいろいろ難しくて、過去にも何度か、何度かあったって１回、全町に亘る調査も古い話ですが、やっております。あれは電力事業者がやったんだから、充てになんねえという言い方もあったかもしれませんが。

さっきの最終的な場所について、矢沢委員が言ったとおり、エネルギー基本計画の具体化については、小水力発電可能地点の広域的な調査を早急にやれと、早くやって、その後決めろと言う意味でしょうが、まず有力な場所を決めてから予算化しないと、一旦、本会議にかけた予算書、余名沢を前提にして作った予算書を、後で、いや、あれはだめだったから、これにしますなんていうことになりますと、議会のルールというのも何だか変な話になりますし、とにかく、皆さんおっしゃること、大概、私の考えていることおっしゃいましたので、これ以上申し上げませんが、まあ、余名沢の中に発電機を入れて発電をするということについては、調査不足であつて、お金の無駄遣いになるんじゃないかと思います。仮に、ではこの予算を通しておいてから、ほかをやりましようと言ったならば、この予算議決がないものに

なってしまいますので、非常に困った話だと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

縷々、先ほど各議員の方々からご意見がいただきました。

共通して言えることは、余名沢は水量が少ないんで、心配だ、大丈夫かなのかというお話だと思います。その点は受け止めさせていただきましたので、それは予断なく、調査させていただきたいと、一応、8個所、町内有望箇所と言われているところありますので、その中の一つが余名沢だということでもありますから、そこは予断なくさせていただきたいということを申し上げました。

あと、そもそも、その大きな水力は電力事業者がつくって、発電して、その電気のほとんどを首都圏に持っていかれて、自分達の目の前の資源の水で河川流水占用料、おそらく只見川だけで10億円くらいは福島県にいつてるんじゃないかなと。その相当部分は只見町を流れていると思いますが、その、昔であれば、自分達の資源であった水が、自分達の思うように使えない。明治29年に河川法ですか、それまでは全部、山も、川も、それも全部、自分達のものだった。それが自分達が使えない、もう、そういった国づくりになってしまった。で、1級河川・2級河川やろうと思えば様々な制約がある。手足、わかりやすく言えば縛られている。そういった中で普通河川であれば、その可能性あるだろうということで、その松尾先生はダム発電協、全国発電協のアドバイザーもなさっていらっしゃいます。その先生がわざわざ、只見町に来ていただいて、そういったお話をしていただいて、それに、私はこう、是非、ご協力をいただきたいというお願いで、その間の説明が、11番議員からも再三、いろんな場面でその説明の仕方につきましてはご指摘をいただいておりますが、やはり今般、普通河川を、まずは大きなところではありませんが、その可能性をひとつ、やらせていただきたいなと思います。その後の話だと思います。その辺が全部見通せなければ一步も踏み出せないということであるならば、チャレンジという言葉はなかなか使えないなというふうに思います。全部、確実にリターンがある、確実にフィードバックがあるということを見通してできる事業が、勿論、最高に良いとは思いますが、それだけ難しい事業だということですから、今般、幸い、はっきりわかりませんが、国からの支援がいただけるのであれば、その支援を活用させていただいて、今ある、その可能性に掛けてみたいと。その結果は率直に素直に皆さんにお返ししますし、今回いただいた非常に、それぞれご懸念

を皆さんが口を揃えておっしゃってるわけですから、その点も調査に入る前にきちんと伝え
ますし、そういったことはお約束申し上げますが、どうか今までの経過、様々あります。只
見用水を使った小水力発電も過去にありましたが、それは許可、現在、只見ダム建設の時に
観光水利が今守られています。もう、北陸地方整備局のほうでは、只見にそういう動きあ
った時に、それは20年後には許可水利にしてほしいとか、そういう申し入れは様々、もう
出てますから、やっぱり一つの動きすると、その事業だけじゃなくて、やはり20年後のこ
とも響いてきますので、まずはその、様々な制約を受けない中で、普通河川について調査
させていただいて、取り組みをさせていただきたいなと思います。皆さん、お一人お一人の
ご懸念はよくわかります。ですが、ひとつここはあの、チャレンジをさせていただきたいな
というふうに思います。国からの予算がつかなければ、当然、それはあきらめざるを得ませ
んが、今、その見通しがあるということなんで、そこに掛けさせていただきたいなというふ
うに思います。

皆さんのご意見はしっかりと受けとめて、反映できるように努めてまいりますので、どう
かよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） もう4回目ですから。

4回目です。

ほかにありませんか。

2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） 町長のお気持ち、よくわかるなと思いました。

やっぱりあの、小水力、過去にも挑戦して、実際、ものにならなかったということがあっ
て、それはもう住民、みんな知ってるわけなんですよ。でまあ、こういった地域住んでま
すから、私達にとって、この雪であったり、水であったりというのは、生きていくうえでの
大切なアイデンティティーの一つであるということ。これはもう、僕なんか言うまでもなく
ということなんですけれども、なので、まただめだったかということだけは、ちょっとでき
れば、なりたくないなと思います。

この調査によって、小水力に可能性があって、これから先の、もっと言ったら、そういう
発電事業者に投資を呼び込むというところまで、いければ最高だなと思いますけれども、そ
ういったところに失敗してほしくないなというのは一つの想いとしてはあります。何らかの
成果を、この調査によって得てほしいなと思いますし、ただまあ、ここ、バランスが難しそ

うだなと思うのは、その、一方でユネスコエコパークっていう、そういった土地でもありますから、こういった開発とのバランスですよ。規模だったりとか、その周辺に与える影響であつたりとか、こういったことはうまくバランスとりながら、だけど、きちんと利益が出て、先ほどは20年で元がとれるっていう説明ありましたが、元とれるなんて言わないで、もっと儲かる、発電で儲かる、それぐらいを目指してほしい。そんな思いでちょっと発言します。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今、2番議員おっしゃっていただいたように、過去にはいろんな、叶津川であつたり、只見用水であつたり、様々な調査をしていただいて、ですが、どれ一つ、結果に結びついてきませんでした。

一方で、少し前までは、今、自然との共生ですか、ふるさと、そういった、ふるさと、水の、町のキャッチフレーズとしては、水というキャッチフレーズもありましたし、心のふるさとというキャッチフレーズもありますが、そういった雪とか、ブナとか、本当に生きていくためのアイデンティティーでありますので、それを大切にして、一つそれを具現化できるように、おっしゃるように、失敗しないように、また積極的にその懸念は事前に払拭して、そういった中で取り組ませていただきたいと思いますので、ご意見ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 小水力というと、私の中ではなかなか良いイメージがないんです。過去、何回もチャレンジしましたが、その原因をやはり探ると、やはり大きな国の縛りがあつたり、水利権でだめになったり、それから、あとは先ほど20年間の売電料おっしゃいましたが、これは変動しますので20年先読めないんですよ。FIT価格だけは。価格の、その儲かる試算、現在の価格で計算すれば、そうなりますが、これは自然、売電価格というのは変わりますので、それで計算して、やるのはなかなか読めないんですが、町長のお気持ちはよくわかります。町のイメージ。それからブランド力。そしてあそこにつくりたい。そのモデル地域としたい。町のイメージとして良いんじゃないか。でも、例えばまあ、前、湯ら里、発足の時にガスタービンもありました。それから様々な電気の、電気料の変化に伴って結局は、まあ最終的には電気が一番有効だということに今なっていますけども、自然エ

エネルギーということで、確かに時代に、これからやらなきゃならないことなのだなということとは頭の中でわかります。わかっているつもりであります。過去に調査した地点もありました。1級河川で言えば、先ほどおっしゃった入叶津の第4砂防。

今度ですね、実はあの、その砂防、格上げというか、高さが今度、増す事業が県のほうで今、計画してまして、高さが上がるんですよ。あそこはすごい落差があるんです。で、やっぱり、そういうものところ、今聞いていて連携できないのかなと。この前、叶津のその砂防の嵩上げの説明会がありました。それはあの、共有地の、売ってくれという話でしたが、そういったものと、そういった工事との連携とか、そういった横の連携みたいなのは、俺、できないのかなと思ってましたが、まあ、あそこは1級河川ですから、水利権の問題とか、いろいろあるかもしれませんが、それで以前できなかった理由はやはり、できた時の今度、メンテナンスがかかるんです。水力発電は。ゴミ取りとか。それから洪水が出た時の土砂の流入とか、そういったところを考えると、やはり机の上だけではなかなか、この小水力発電というのは難しいなと思いました。

それから、先般の小水力発電でやったのが、例のマイクロ発電機で、最終的にはそれは小学生だか、中学生の学習要領として使えるということで、OK、私達はしましたけども、何年も経たないうちに売却してしまいましたよね。何だったのかなと。私達にはそういうふうの説明して、あれを購入した、300万だか、400万だか、したと思うんですが、それならば良いだろうということで私達はOKしたはずなのに、すぐさま売却する時は何の相談もなく売却された。あの説明は何だったのかなと思っております。

今回、また小水力ということで、町長がチャレンジしたいというお気持ちは私は非常に買いますけども、やはり、まあ、これは調査費ですから、そこであの、何て言うんですか、採算が取れなければ、やはりやらないということになるかもしれませんが、有望なところはやはり、あそこだけでなく、小水力の本来の目的を考えれば、やはりウインウインの関係でないと、業者も良い、使うほうも良い、という関係が成り立たないのでは、私は事業としてどうかと今は思ってますけども、今回、国のその補助金で調査費ですか、調査費を出していただけるということで、町長は手を挙げて、お願いしますと言ったらしいですけども、やはり、やるからにはその専門家の先生がそうおっしゃるからには、やはり見込みがあつての私はことだと思っておりますので、逆に、期待します。ので、やはり、今、皆さんから出た心配を教授にしっかり伝えていただいて、そのうえでの将来、この只見町のイメージが良くな

る、そういうふう期待您的しますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは私からお答えいたします。

叶津の砂防のダムの件は承知してます。それはあの、福島県で調査して、小水力発電の可能性の範囲の中に叶津の砂防ダムは入ってまして、調査、福島県でされてます。ですが、その調査結果を読むと、ただ大雨出たときは、ただ越水するだけで、大雨の時どうするんだという、その辺のこう、きめ細かな、そういったことが書かれていません。それであの、そこ、Ｊパワーさんのご厚意で、いろいろまた、その後追い調査していただいて、スリットを入れたらどうだろうと。スリットを入れることによって、越水していても、ちゃんとサイドでとれるとか、取水できるとか、そういった案もいただけてます。が、それはまだ、その地権者の方含めて、集落の方々含めて、その事業化が確定したわけではありませんので、その事業の進捗状況と併せてそれは考えていきたいなというふうに思っておりますので、それを考えていないわけではありません。むしろ考えています。ただ、今、それを具体的に説明する段階ではないと思ってたので、今、１番議員からいただいた質問に答える形で、そういったことも考えていますということも申し述べさせていただきます。

それからＣａｐｐａっていう、たぶん、３００万ぐらいだったと思いますが、それを買ってやったのは、当時、町内の有志の方、民間団体の方々が、只見用水使って小水力発電をやったほうが良い、やるべきだということを、一生懸命、当時されました。ですが、ご存じのように只見ダム建設の時に様々な協定があります。そこが難しいんですが、観光水利で夏場は毎秒１．９トン、冬場は毎秒１．５トンという協定があります。それはちゃんと田んぼの水に使うとか、防火用水に使うとか、そういう様々な要件で積み上げて、１．９トン、１．５トンというふうになってます。それはあの、北陸地方整備局のほうでは、国のほうではもう、観光水利はとにかくなくして、全部、自分達が許可する許可水利にしたいという、行政が、今の日本の国は法治国家ですから、当然そういうふうにしたいわけです。

そうすると、そのことをじゃあ、小水力発電やるんですね。やるんだったらわかりました。許可水利権に只見町は只見用水、変更すればいいですよ。というふうになった時に、それはあの、田んぼを作る人減ってますから、これほど水いらないですよ。昔はいわゆる土水路だったけど、Ｕ字溝とか入っているんで、漏水率違いますよねとか、防火水槽も今無害じゃなくて有害化の防火水槽４０トン級ですから、常時いらないですよ。となってきたら、

積み上げが1.5トンあったものが、もしかすると0.5トンとか、1.9トンあったものが0.9トンとか、それが水が減らされる可能性があるなということで、当時の町長はそれを心配されていて、その民間団体の方々の気持ちはわかるけども、ちょっとそれは只見区はじめ、只見地区の集落の方々の理解を得ている事業なのかというところを心配されてました。ですが、民間団体ですから、そんな只見区はじめ只見集落、皆さんの理解を得てはいなかったと思います。思い先行で、非常に素晴らしい想いだとは思いますが、そこ難しいところで、ですから、Cappaというのを買って、300万ぐらいですが、それでなんとか、こう、言葉悪いですが、折り合いをつけたというのが現実的な判断になりました。

ですから、あまり、こういったことまで本当は言いたくなかったんですが、やっぱり、包み隠さず話さなくちゃいけないと思って今このように喋ってますけども、ですからあの、非常に、そういう水利権の関係で苦しみました。ですから、せっかく良かろうと思って民間団体の方やるんで、そのお気持ちは良いと、素晴らしいと思います。ですが、やはり、国、国土交通省のほうは、逆にこれは許可水利にするチャンスだというふうに今度は向こうは見るわけですから、それが只見の方々の利益に繋がるかどうかという総体的な判断は、どこで、誰が、してやったのか。もしか、あのままいってしまえば、知らないうちにそうなっちゃうということがとっても怖いことなんで、水利権というのは一度手放れば二度と手に入りませんし、今の伊南川もそういう集落もありますけど、それは二度と手に入りませんから、やはりそこは観光水利という認められたものがありますから、観光水利は簡単には手放せないというふうに思いますし、今般の場合は1級・2級でもなくて普通河川ということで、様々なご懸念があるということは先ほども申し上げましたが、よく承知いたしましたし、そのようなことで是非、この可能性についてチャレンジをさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

6番、山岸国夫君。

○6番（山岸国夫君） 先ほど、今の関連の質問ですが、課長、8個所、地図上での調査の中身だということおっしゃいましたが、その8個所の河川の名前教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） まず、オト沢。オト沢ですね。カシコマタ沢。倉谷川。余名沢。長浜沢。塩ノ岐川。黒沢。あと餅井戸沢ですね。オンダン沢ですかね。

すみません。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 申し訳ありません。全部で10箇所ありますので、その中の8箇所を言おうと思ったんですが、全部10箇所言ってしまうです。

餅井戸沢、オト沢、カシコマタ沢、オンダン沢、不動沢、倉谷川、余名沢、長浜沢、塩ノ岐川、黒沢。これで10箇所あって、8箇所、この中の8箇所ということで、流量の多いところから8箇所を見たところでございました。10箇所はございます。

○議長（佐藤孝義君） 6番、山岸国夫君。

○6番（山岸国夫君） 今、河川、報告いただきました。

だけど、この中から、余名沢ということでの最初の話でした。委員会でもそういう話でした。ほかの委員もお話しましたが。で、答弁では、それ以外の8箇所の中での選定も可能だという話もありましたが、まあ、この8箇所の中でも、かなり流量が少ない。それから冬場は除雪しなきゃ入っていけない、かなり困難な河川が多いというふうに見受けられます。だから、そういう点も加味したうえで余名沢というふうにしているのかなと考えざるを得ないんですが、それはどうなのでしょう。余名沢というふうな委員会での説明ありました。しかし、今見てる、これらの、さっき、課長の答弁じゃ、8箇所に、余名沢から変えることも可能だと、調査してね。しかし、只見のその雪の冬の状況、それから河川の現在の流量、から見て、かなりそういう点では、この河川の中では難しいんじゃないかなというふうに私は考えるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今申し上げた全ての河川について、冬については全て同じ条件になるものというふうに考えます。勿論あの、冬期間の部分については、それほど差がない条件になるように思います。現状では。

そういった面も含めての調査を今回させていただいて、年間通しての発電量が採算が合うものになるのかどうかというところを調査をさせていただきたいというふうに考えております。

様々、その、やはり、発電については落差と流量が重要であるというところがありますので、余名沢については落差が大きい地点になるようですので、そういったところで流量が年間通しての発電量を賄えるだけの流量が一定時期でも取れば可能であろうというのが、一

つの判断材料にはなっているところでございます。

逆に、流量が多いんですけども、落差が少ない、オト沢等は流量はありますが、落差が26メートル程度というような落差になってますので、そういったところの条件を加味しながら、場所については選定をさせていただいたということでございますのでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 5番、角田誠君。

○5番（角田 誠君） 皆さん、小水力の事しか質問しないので、ほかの質問にします。

本当は私も聞きたかったんですけど、皆さんの答弁、町長の熱意と、チャレンジしたいという思い、受け止めさせていただきまして、もう1点質問していきます。

14ページになります。観光開発審議会委員。こちら、課長の説明のほうで湯ら里の在り方について検討すると説明がございました。この件に関して、この委員が総勢で何名いるのか、まだ聞いてなかった気はします。で、何が言いたいのかというと、その委員の中に湯ら里の関係者は含まれるんでしょうかと、まさかとは思いますが、湯ら里の在り方について検討するにしたがって、湯ら里の、オブザーバーとして社長、取締役、召喚するのは結構だと思いますけども、湯ら里の関係者、親族含めて、委員になられるのはどうなんだろうかと、委員の選定方法もあるかとも思いますが、この点について、委員の選定の仕方をお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 委員のほうは現在、選定中でございますが、昨年度の観光審議会では7名の審議委員の方に委嘱をさせていただきました。今回も、予算では10名ということでとらせていただいておりますが、現段階では7名程度かなというところで検討をしているところでございます。

湯ら里の関係者が中に入っているかということ、例えば社長とか入っているかというご質問ですが、湯ら里の関係者の方は、今の段階では調整中なんですけども、入れる予定はございません。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

11番、最後です。3回目です。

○11番（菅家 忠君） 3回目でございます。

先ほどのいろいろお話を聞いておりまして、先ほどまず10個挙げられたところで、塩ノ

岐川は1級河川じゃないかなと思うので、あそこは10個の中にあるよと。けど、8個に入っているかどうかはわかりません。承知かねるので、まあ、よろしいかなと思ひまして。

先日あの、総務委員会のほうで配られた補助対象事業ですね。のところには50キロワット以上の箇所が補助対象になるよという要件があります。なので、国がお金かけるにしたら、一番下限が50キロワットだよと。要は国は、全国にその、本当に小規模なところでも可能性があると見込んでいるから採用しているわけです。それは何かしら、先ほどの広域的な何かしら机上のデータがあるから、先ほどの何箇所か提示されてるわけだと思ってるわけです。なので、先ほど出たところでは数量、ここ、いけそうだなというのはわかるので、そこをやると言わないのがちょっと僕としてはおもしろくないんですけど、そこ、やればいいじゃないって。そしたらこのぐらい、一番良いところだとこのぐらい、年間としては出てくるよ。一番悪いところでも、うまくいけばトントンかなみたいな感じになるよというんだったら、やる可能性あるよねという感じでお話すれば、良いところと悪いところと両方あるんだったら、みんなわかるので、そういったお話をされれば皆さん、おお、じゃあ、じゃあ、まあ、まあ、一番良いところ頑張らなきゃいけないところやれよと言ってくださるんじゃないかなと思ひましたのでお伝えをしました。

そういう考え方は総務委員会でもお伝えはしていたので、この場でも答弁がなかったもので、ちょっと、おかしい感じでお話をしました。

その、以前やったやつに関して、内容、小水力をちょっといろいろ見ていたら、ゴミが一番問題ですよと。ゴミの除去みたいなものがあって、小水力、ゴミとやったら、その除塵機というのが大事ですよというふうに出てきて、自動的にゴミをどかしてくれるみたいな機能があるようです。この10年間の技術革新か何かで。

で、その以前導入されたものにはついてなさそうな雰囲気、ついてなかったんだろうなと思っております。なので、じゃあ、ゴミの問題があつてダメだったんだとしたらというか、以前導入した時に、それは良質な失敗であるんだったら、只見町にとって、それ、良い経験なわけですよ。それは別に、良質じゃない失敗であるんだったら、別に経験にはなっていないわけです。その良い経験に、良い失敗でしたねというふうにしてほしいわけですよ。その時に水利権、苦労しました。だから今回は水利権で苦労しないところを選別しています。うまいようにいきませんでした。それがもしゴミなんだったら、ゴミが入ってくるんだったら、ゴミを除塵機という機能が付いた小水力の発電機にしますだとか、以前の苦々しい失敗みた

いなものをちゃんと活かしてあげるとというのがとても大事だなと思いますので、そういった技術革新のお話もないですので、ちょっと、そういったところでの私の見立てでの発言でありますので、そういった技術的な、10年前は我々、みんな、苦々しい思いしましたね。けど、技術革新で良くなってますだとか、国の指針はこうなので、それに対してチャレンジ部分と課題部分とやりますよというようなことを言っていただきたいなと思いましたので、最後の発言になります。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

まず塩ノ岐川についてですが、1級河川になってございますが、上流側については河川法が外れる部分があるというようなことで、本当に上流にはなるんですが、そういったところも可能だというご判断でございました。

まあ、技術革新の部分について、本当にあの、申し訳ありません、私も専門的なところまで今申し上げられませんが、当時のC a p p a、やはりゴミの問題が一番大変だったというところで、なかなか有効に活用できなかったというふうに記憶してございます。

そういった面も、小水力発電をやるにあたって、どういったところでゴミの対策をするのか。やはり地形であったり、周りの環境が大きく左右されるものだというふうには考えてございますので、そういったところも含めての地形調査から測量、そういったものを今回の調査の中で行ったうえでの有効性を確認するということでございますので、たぶん、そういった面、他の地域でやられている部分についても、そういった対策をとられての導入になっているというふうには考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） 10ページ、今話題の小水力のちょっと下の、移住交流費、緊急安全措施業務委託料の10万円なんですけれども、一応あの、指摘する立場ということで一言申し上げます。

これはあの、当初予算に本来、組み込まれるべき予算だったという説明いただきました。でまあ、今回、当初から漏れてしまったという説明でした。

それから、ちょっと先ほども、今日の追加議案の中で35号、文言の削除がなかったりとかですね、ちょこちょこ、時々、こういったことが起こってるなというのがあります。

いろいろ、人も少ないし、仕事は減らないし、いろいろ大変だという事情は勿論わかりますが、こういったことがないように指摘する立場ですので、僕も人のことは言えませんが、一言申し上げたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 副町長、目黒仁也君。

○副町長（目黒仁也君） ご指摘ありがとうございます。

今回のこと、そして、ちょこちょこあるとおっしゃること、本当に我々、反省をしてございます。

人員もおっしゃるとおりでございますが、その辺はしっかりと気を引き締めてやってまいりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

ご指摘ありがとうございます。反省します。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

ないですか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

3 番、小沼信孝君。

○3 番（小沼信孝君） 反対討論でございます。

今ほど、皆さんのほうから、多くの方から、いろいろな意見が出ました。

で、最初のほうに質問したわけですが、余名沢ありきでないというようなお話だったけど、皆さんの話の中で10箇所の河川が出てきました。

その話を聞いてる中で、やっぱり余名沢、落差があるしという話ですが、落差があっても、水がなければできないわけです。流域面積というのを電力会社はみな、計算して、計ってやっておるわけです。50キロじゃなくていいんじゃないかという話がありましたが、電力会社、小水力やっている会社に聞きますと、50キロでフルに年間通して出れば、50キロ出れば、ある程度、採算取れるんじゃないかというレベルだそうです。

ちなみにですが、倉谷、沢というふうに名前ついてますが、倉谷の場合は、500ぐらいだそうです。500キロワットぐらいとれるそうです。電気を。本当に発電する気であれば。

ですから、それからあの、1キロワットあたり、建設費が175万ぐらいの試算をされてるそうです。それは場所によって若干違う。で、50キロで考えた時に、8千数百万かかります。この場所で、余名沢でつくる場合。そうすると、それを採算取れるようになるには、50キロだと、これから20年も30年もかかるだろうと。売電だけでは。ですから、やっぱり、なかなか、このPFIですか、民間資金活用事業ということでやるということだと、なかなか手を挙げる人がいないでしょうという話。

ですからまあ、最初に話したように、非常に事業は良いんですが、現実性のある事業、チャレンジするのは良いんですが、チャレンジする前から、これ、昨日の余名沢の写真です。これは、ここに水がちょっと溜まって、ちょっと小さくて見づらいですが、深沢区の取水口がございます。その上流は本当に、水深でいうと5センチか10センチ、その程度しか流れてません。6月ですよ。これが8月・9月になると、もっと少なくなります。

それから先ほど8河川というか、話の中で出ておりました、オندان沢、それから長浜沢というのは夏になると水が枯れてしまいます。ほぼなくなります。それは何故かという、やはり農業用の取水口があったりするというので、それを全部、発電用にまわすわけにはいかないと、そういうふうにならざるを得ない条件があるのは十分わかっております。

ですが、やはりこの事業は本当に只見町で良い事業だと思いますので、チャレンジだけではだめです。やはり成功していただかなければならない。今までやってきたこと。ですから、この事業をやって、何らかの成果が出る。結果は出るでしょう。それは。ただ、結果が出た時に、やはり、これじゃあちょっと無理だなということが目に見えると私は思っておりますので反対いたします。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、鈴木好行君。

○4番（鈴木好行君） 今ほどの余名沢ということには非常に疑問があります。その疑問は拭いされていません。いません。それは3番議員と同じ考えではございますけれども、この地域が主体となった小水力発電の推進という事業に対して、私は先ほど町長がおっしゃったような形で前向きに捉えたいと思います。

ですから、先ほどの総務企画課長のご答弁にありましたような形で、余名沢ありきではないよなというふうな発言であったと受け止めまして賛成といたします。是非あの、こういった形で、この間の菅家議員の一般質問にもあったとおり、この小水力が、ここの余名沢、余

名沢というか、この予算を使って調べたところ以外でも、町内で可能であるのであれば、是非、それを増やしていただきたい。是非、そういった可能性に向けてチャレンジしていただきたいというのと、それと、そういったビジョンをお示しいただきたい。ここ1箇所だけでやってみたいよ、やりますよという形ではなくて、ここで可能ならば、将来的に只見はどうなるんだという、そういった大きなビジョンを示していただかないと、やはりこれから、皆さん、町民を納得させるのは難しいのではないのかなと私は思います。

ですから、そういったビジョンを示していただけるものと思い、それから余名沢という可能性の低いところも見なおしていただけるという前提で賛成といたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかに討論はありませんか。

反対討論ですか。

10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 予算、6月会議、本会議に出された議題、議案、質疑のうちにだいぶ変遷しまして、わけがわからなくなりましたが、本来、当局が本会議で出されるものは、そこに、どういうことをして、こうするんだということをはっきりしたものを出して、それについて審議します。

しかし、質疑の変遷があり、この予算はどう見ても余名沢を前提とした発電機の調査です。しかも、町長、最後の部分で余名沢を含めてとおっしゃいましたので、この予算は余名沢に設定したものであって、これを本会議で議決すれば、余名沢に調査が入ることになるというのが、これが本会議の性格でありますので、そうなると思います。

私は皆さんおっしゃるように、余名沢ではまったくもって、皆さんおっしゃるとおりで、やる意味がないと承知しております。

まあ、有望箇所の選定をして、そこがどういうことで有望だったのかというようなことが最初に検討されて、そして、やはり、金をかけてやる。これが国であろうと、町であろうと、県であろうと、お金をかけてやることについては、大切なものですから、現実には有望可能なところを選んで、そこに着手するべきだと思っております。にも関わらず、10箇所程度あるものについては何もわからない状態で、その中から余名沢をピックアップしてやるということ自体もわかりません。

いずれにしても、私は本会議に上程されているこの議案は余名沢を前提としておるものでなければ本会議が成り立っておりませんので、これは余名沢だと思いますので、この後どう

されるのかは知りませんが、この余名沢をやった後に、また別なところをやられるのかどうかはわかりませんが、今予算にかかったものは余名沢ですので、私は余名沢の、いわゆる不適正、発電に適さないところだということで反対いたします。

反対討論しました。

○議長（佐藤孝義君） 次に、賛成の方、発言ありませんか。

1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） 賛成討論をいたします。

説明聞きますと、実現、余名沢かもしれませんが、実現可能かどうかの調査費というふうには私は説明を受けましたので賛成いたします。

○議長（佐藤孝義君） 次に、ほかに反対の討論ありますか。

5 番、角田誠君。

○5 番（角田 誠君） 私、ただ今上程されてます、議案第30号 令和8年度只見町一般会計補正予算（第1号）に対しまして反対の立場から討論を行います。

財政状況が厳しいわが町において、貴重な財源は1円たりとも無駄にはできないと考えております。

効果が薄く、検証も不十分な補助金を含む本補正予算案には、町民の付託に応える観点から賛成は出来かねます。

本補正予算には水力発電導入促進支援事業補助金が計上されております。ですが、水力発電の町として、自然エネルギーの活用や地域振興を模索する方向性自体は理解はできます。しかし、本事業がもたらす具体的な経済効果や町民生活への還元度、必要性などを精査したところ、あまりにも効果が不透明であり、費用対効果や投資対効果、こちらが極めて低いと言わざるを得ません。財源の費用対効果不足が否めないどころか、巨額の公金を投じるにもかかわらず、立地条件の選定や過去の事例もあること、高騰する電気代の引き下げや新たな雇用の創出などに直結する道筋が見えれば納得もできそうですが、不透明であり賛成はできません。

結果として、特定事業者のみが利益を得る構造になりかねず、町の財政負担ばかりが増加すると考えております。

以上の理由から本補正予算案に強く反対をし、私の討論を終わります。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次に、賛成者の討論ありますか。

11番、菅家忠君。

○11番（菅家 忠君） 盛り上がってきたなと思っておりますので頑張ろうかなと思います。

ちょっと、頑張りどころだなと思ひまして。

そうですね。もう、（聴き取り不能）を言って、いっぱい（聴き取り不能）の話し方がちゃんとしておけばなと思って本当に、厳しい立場だなと思っております。なるべく明るくいこうかなと思っておりますので、まあまあ、本当困ったなと思っております。

まあ、ちょっと、俯瞰したところからのお話、ちょっとまあ、1番議員みたいに、（聴き取り不能）と、その本質言えればいいんですけど、ちょっと僕、ネチネチと言ってみようかなと思うんですが、今、小水力は全国自治体であんまり普及してないはずなんです。で、ソフトバンクは例えば、あれだけ今あるのは市場としてはインターネットの普及率が3.3パーの時に勝負に出たから、今あれだけ市場が出ていると。サイバーエージェントもスマホの普及率が15パーぐらいの時に全社舵切ったから、あのポジションあるよというところがありまして、どういうことが言いたいかというと、時期尚早じゃないと良いポジションはとれないよというところがまあまあ、あるなと思っておりますので、一昨日のようなこと述べたところやるには、不確定な要素がないと、その時に舵を切らないと、自然首都・只見というブランドは建てつけられないと思っておりますので頑張ろうかなというところであります。

本事業の説明、聞いた限りではまあ、机上でのポテンシャルの選定は既に終わっているということで、じゃあ、具体的に机上じゃなくて実際のところは1番議員がおっしゃったように、本当、それ、可能性があるのかという調査をやらせてくださいと。でなければ、それは撤退ですよというお話だと思っておるんです。で、その、スタート位置に立たせてくださいよという提案なので、ここで反対すると、スタート位置に立つなと。まったくわからんからと。で、それは技術革新だとか、先ほど反対討論の中では専門家に聞いた具体的な筋があつて、その具体的きたら、ちょっと困るなという感じなんですけども、そうですね、まあまあ、スタート位置に立ちたいなという感じではあります。

議員の立場から、嫌なこと言うと、皆さん、反対する理由が、本予算は台湾で頑張ってPRしようぜだとか、いろんなことの予算があるわけですよ。で、もう、皆さん反対、この予算反対する理由は、全部小水力なわけですよ。で、小水力と一緒にほかのいろんなことも落ちるわけですね。それなんだったら、私はそれはやっちゃだめだと学んだから、この3月

に修正案を出したわけですよ。それ、この１点だけだめだというんだったら、議員の職責として、この１点だけだめだと言うんだったら、予算の修正案を出すのが筋でしょと。これに反対できる方がいるんだったら、是非お願いしたいなと思います。それ、やってきたでしょと。私はと。何を見とんですかと思うわけですよ。そんなことあんのって、もっと勉強して、ちゃんと出して、段取りして、やりなさいよって、議員なんだったら。できるでしょって。予算の修正案が出せるんだから。ただ、その１点でやるんだったら、予算、全部の予算を反対するというのは筋が悪い。議員の立場であれば予算の修正案出すのが筋だなと思いますので、私のこの反対討論はこれで終わろうかなと思います。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 反対討論の方、ほかにありますか。

賛成討論。

７番、矢沢明伸君。

○７番（矢沢明伸君） ７番、賛成討論です。

今回、今の説明の中で、どうしても余名沢という話が前面に出てきておりまして、先ほど質問した中で、限定的なあれで申請をするんじゃないでしょう。町内の水力発電の候補地、まず何箇所かあるって話あったの、それをまず調査して、具体化するのはそれから先だ。まず、町内の水力発電の候補地を、どういう状況なのか。それがわからないのに、どうしても先の事業化の話になってしまっているところが多いのかなと。まず、今でも小水力発電もいろいろ試してきたけど、やはり只見町は小水力発電をなんとかしたいという気持ちはあるわけですから、それをまず調査するというのが今回の予算ですので、やはりこれは進めるべきだと私は思いますので、その結果によって事業化するか・しないか、はたまた別の手段を考えていくかというのはその先になりますので、今回はこの調査をするということが本当、１１番議員も申し上げましたがスタートですので、それで、あてこの予算を反対するということは全ての予算を否決することになりますので、私はあの、そのほかの予算は全部賛成ですので、今回のこの水力発電についても、今申し上げましたように、まずスタート地点を始めて、調査をして、まず結果を出すことが一つですので、これに賛成をいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかに討論ありませんか。

なければ、これで討論は終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 30 号 令和 8 年度只見町一般会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり決定すること
に賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

開始時間は 1 時 15 分とします。

休憩 午後 12 時 01 分

再開 午後 1 時 13 分

○議長（佐藤孝義君） 午前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第 2、議案第 31 号 令和 8 年度只見町国民健康保険事業特別会
計補正予算（第 1 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第 31 号 令和 8 年度只見町国民健康保険事
業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の予算の総額にそれぞれ 186 万 7,000 円を
追加し、総額をそれぞれ 4 億 3,186 万 7,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきまして
は、第 1 表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

一枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、1款、国民健康保険税から6款、繰越金まで、合計で186万7,000円の増額でございます。

2ページまいりまして歳出でございますけれども、3款、国民健康保険事業費納付金及び予備費で、合計で186万7,000円でございます。

明細につきましては5ページからご説明を申し上げます。

歳入でございます。

国民健康保険税の一般被国保者、国民健康保険税でございますけれども、午前中、条例のほうを改正の議決をいただきました。税率につきましては昨年度までの医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましては本算定によりまして税率は据え置きでございますけれども、本算定による増額のお願いでございます。子ども・子育て支援金分につきましては、令和8年度から新たに制度として課税するということで新たな金額の増額でございます。

続いて、繰入金、一般会計の繰入金でございます。こちらも保険税の軽減分ということで、本算定によりまして額の変更が見込まれますので、その分の減額でございます。

繰越金につきましては前年度からのものになっております。

6ページまいりまして歳出でございます。

国民健康保険事業の納付金ということで、こちらにつきましては医療給付分から後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分、合わせて県の納付額の確定による補正でございます。

予備費で調整をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君）　これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番、山岸国夫君。

○6 番（山岸国夫君）　令和 8 年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算に反対の討論をいたします。

2 点あります。

1 点目は、只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例での反対討論と同じの中身が 1 点。

もう 1 点は、国保税の確定の問題です。これは税率は昨年度と同じということでありましたが、全国市町村会などでもこの間、社会保険と比べると国保税が高すぎるということで、国に 1 兆円規模の予算投入を要望してきた経過があります。しかし、国のほうはそれに見合った補填は行ってきておりません。結果として、国の出す国民健康保険の拠出金、それから、県、町の出す負担割合。これは元々は国が 50 パーセント、医療費に対して出しましたが、給付費として変更されたために、現在では平均では大体 50 パーセントから 34 パーセント程度というふうに国は拠出金を減額してまいりました。その分は結局は加入者にその分、跳ね返ってくるということで、国民健康保険税はこの間、町民の負担は増えてきていると。その増えてきている中身と今年と同じ税率でありますから私は反対、町民に負担を強いるものとなっておりますので反対いたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　これで討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 31 号　令和 8 年度只見町国民健康保険税事業特別会計補正予算（第 1 号）を原案にとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君）　起立多数です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第3、議案第32号 令和8年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第32号 令和8年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の総額にそれぞれ90万7,000円を追加し、総額をそれぞれ3億9,590万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、6款、繰入金から8款の諸収入まで、合わせて90万7,000円の増でございます。

2ページまいりまして歳出でございますが、1款、診療所費及び3款の予備費、合わせまして90万7,000円の増額でございます。

明細につきましては5ページ目からご説明申し上げます。

まず歳入でございます。

繰入金でございますが、基金繰入金。こちら当初予算におきまして2,200万円を計上してございましたが、令和7年度の出納閉鎖にあたりまして、7年度分として繰入をすることといたしましたので、当初予算の基金繰入は全額減額をさせていただき、今回、一般会計からの繰入金として2,200万円の増額をお願いする内容でございます。

続いて、繰越金でございます。繰越金につきましては存目計上で計上しておりましたが、前年度の余剰金がゼロ円ということで、こちらは減額をさせていただくものです。

諸収入の雑入でございますけれども、こちらは町有建物の損害保険金の収入となつてござ

います。

6 ページまいりまして歳出でございます。

一般管理費の職員手当、共済費につきましては人事異動等に係る補正でございます。需用費の修繕料でございますが、こちらは診療所の屋根の修繕分ということで、以前にも同様の修繕が発生をしておりますけれども、どうしても冬場、雪が落雪する際に、診療所の屋根、縦葺きなものですから、そちらがどうしても引っ張られてしまって滑り落ちるという状況が起きております。今年度につきましても滑り落ち部分が確認をされましたので、今年度、修繕をしたいと考えております。

続いて、診療所費の医業費でございますけれども、医科管理費及び歯科管理費とも人事異動等による補正となっております。

予備費で調整をさせていただきました。

7 ページから給与費明細となっておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） 修繕料なんですけども、診療所の屋根ということで、こういったものは施行業者の補償とか、そういったものはないんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 施行から結構、年数も経っておりまして、一番最初に滑り落ちが発見されたのが、たぶん、6 年ほど前だったかと思いますが、その当時は施行業者の方にも現場を確認をしていただいて、見ていただいた経過はございます。ただ、どうしても経年劣化ということでの、その屋根とトタンを繋ぐ部分の摩擦がどうしても年数とともに落ちてくるということで、この屋根の修繕、今回で3 回目になるんですけれども、全て保険対象ということで修繕をしてきてございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

1 1 番、菅家忠君。

○1 1 番（菅家 忠君） 5 ページの繰入金について伺いたいと思います。

繰入金の額がこのぐらいになってきておりまして、当初予算ベースの令和3年度ぐらいから、ちょっと見たんですが、1億から1億5,000万ぐらいで推移はしてきております。

今回がこう、瞬間的にこう、膨らんでいるのか。それとも今後、大体このぐらいの数字になっていくのかという、そういうふうな見立ての部分ですね、が目測がついておりましたご答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 今後の繰入金の見立てということでございますけれども、具体的な金額について少し申し上げるのは難しい部分ではあるんですけれども、現状、診療所としては診療報酬を得る手段が外来診療しかないという状況で、以前は入院もやっておりましたので収入部分は非常に、もう少し大きかったという状況でございます。現状、外来としましては、年間、診療収入としては1億円弱程度の収入しか見込めないということで、そこから医師、看護師等の医療人材の人件費及び診療所の医療機器等の管理費ですとか、補修ですとか、そういったことを勘案しますと、現状のままいくとすれば、繰入金の額が減るということはあまり考えられないのかなというふうには思っています。ただあの、コロナ期のような、その診療報酬以外の報酬が突然増えるという状況になりますれば、そこはあの、想定外の部分でございますけれども、私の想定としては減ることはないのかなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 3 2 号 令和 8 年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 4、議案第 3 3 号 令和 8 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第 3 3 号 令和 8 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の総額にそれぞれ 4, 5 1 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 3, 1 1 9 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第 1 表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

一枚おめくりいただきまして、1 ページ目、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、2 款、国庫支出金から 8 款、諸輸入まで、合わせて 4, 5 1 9 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

2 ページ目まいりまして歳出でございます。

こちら 1 款、総務費から 8 款、予備費まで、合わせて 4, 5 1 9 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

明細につきましては 5 ページ目から説明を申し上げます。

歳入でございますけれども、国庫支出金の国庫補助金です。こちらにつきましては介護保険制度の改正に伴いますシステム改修の補助金ということでの増額でございます。

繰入金。一般会計からの繰入金でございますが、事務費ということでシステム改修に係る

町負担分を繰入れてございます。

繰越金でございますが、前年度からの繰越金ということで繰越しておりますけれども、額が大きいですが、これにつきましては歳出の返還分を含んでの繰越ということでございますのでご理解いただきたいと思います。

諸収入、雑入の過年度収入でございます。こちらにつきましては昨年の地域支援事業の精算によりまして追加の交付分を増額で補正をさせていただくものでございます。

6 ページまいりまして歳出でございます。

総務費、総務管理費の一般管理費でございますけれども、委託料ということで介護保険制度の改正によるシステム改修分になってございます。これは法改正によりまして、8月1日から、低所得者の方の食費、居住費等に係る負担限度額が引き上げになるといったことによる改修が必要ということでの委託料でございます。

次、諸支出金の償還金でございますけれども、こちらにつきましては国庫負担金等の返還が生じましたので今回増額での補正となります。

予備費で調整をさせていただいております。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第33号 令和8年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、議案第34号 令和8年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第34号 令和8年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

総則といたしまして、第1条、令和8年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとしてございます。

資本的収入及び支出の補正ということで、第2条のほうに、予算書第4条に定めた資本的収入及び支出の金額を次のように改めるとしてございます。

収入のほう、第1款で、簡易水道資本的収入ということで、既定予算1億3,848万5,000円に補正額といたしまして2,663万1,000円を追加をいたしまして、補正後の予算額1億6,511万6,000円となつてございます。

第1項といたしまして、企業債で補正額930万円、第2項といたしまして、補助金の補正額で1,733万1,000円の内訳となつてございます。

支出でございます。第1款といたしまして簡易水道資本的支出ということで、既定の予算額1億5,943万4,000円を2,663万1,000円補正をお願いいたしまして、補正後の予算額1億8,606万5,000円となります。

内訳でございます。第1項といたしまして建設改良費。既定予算8,962万1,000円に補正額といたしまして2,663万1,000円を追加をするものでございます。

第3条の企業債といたしまして、予算書第6条中の表中、起債の限度額を次のように改めるとします。簡易水道事業の限度額8,220万円を930万円補正をいたしまして、補正

後の限度額が9, 150万円となっております。

一枚おめくりいただきたいと思います。

今般の補正予算の明細書となっております。

収入につきましては企業債の補正額930万円を合わせまして、補正後の予算額9, 220万円。補助金につきましては国庫補助金ということで、簡易水道再編推進事業 防災・安全交付金ということで、1, 733万1, 000円の補正となるものでございます。

支出につきましては建設改良費といたしまして工事請負費2, 663万1, 000円の補正ということで、舗装本復旧工事の2, 663万1, 000円を補正とするものでございます。

この第1号につきまして経過を申し上げさせていただきたいと思います。

今般の資本的支出、工事費収入の中でございますが、ページ、1ページ目、一枚おめくりいただきました中で、舗装補修工事のほうで2, 663万1, 000円を追加をさせていただきをお願いとなっております。

令和8年度におきまして、当初、只見地区の本管の布設替え工事の中で内訳二つございました。

1点目は、本管の布設替え工事ということで、これまで進めてきておりました続きとなります町道まえみつ線のサンマートの曲がり角から、そこから先の国道まで繋がる部分、新町方面に向けた部分の舗装本復旧工事と併せまして、昨年度実施いたしました只見交番からサンマートの入り口までの舗装本復旧工事を予定しておりました。

そういった中で、当初、補助金、交付金のほうが非常に厳しい、予算がつかないというようなことがございまして、当初予算のほうで支出のほうにございます本復旧工事の2, 600万円を抜いた形で予算書のほうを組ませていただいております。その後、国の交付金の申請は進めてまいりまして、今般、その申請どおり交付金がつきましたといった結果となりましたので、当初の予定どおり、舗装本復旧工事も併せて工事のほうを進めさせていただきということで今回の補正予算をお願いすることとなりました。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、鈴木好行君。

○4 番（鈴木好行君） 今の舗装本復旧工事についてお伺いします。

今般、2, 600 万円か、増額しますけれども、当初の舗装予定区間に関しては変更がないのか。この変更増に、変更増というか、補正予算によって施工区間が増えるのか。その辺のところをお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、予定の区間としては変わりはありません。交付金の国からの部分というのが見通せなかったというところがございまして、まずもって優先する本管の布設替えのほうを工事費として当初のほうに計上させていただいておりました。この度、交付金のほう決まりましたので、その枠の中で本復旧工事を予定通り追加をさせていただいて、8 年度に実施をさせていただくこととなっております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第34号 令和8年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、専決第2号 只見町税条例の一部を改正する条例から、専決第10号まで、順次、担当課長より説明を求めます。

なお、専決予算説明については簡潔明瞭に願いたします。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので説明願います。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、専決第2号 只見町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今ほどお配りをさせていただきました専決第2号資料をご覧いただければと思います。

こちらが今回の条例の改正の概要の部分となっております。

大きなものとしまして、こちらのほう、改正の概要にございますが、ほぼ、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正でございます。環境性能割につきましては令和8年3月31日をもって廃止されることとなりまして、このことによりまして軽自動車税がこれまで種別割というような名称となっておりましたが、軽自動車税に名称変更をしたものでございます。

併せまして、環境性能割ということで、50万円を超える3輪以上の軽自動車の購入時にそれぞれの環境性能に応じて賦課をさせていただいた税金が廃止となっております。

そういった部分につきまして所要の改正をさせていただいております。

資料のほうで条例のそれぞれ条項の項目と、併せまして、対応する法令ということで改正の概要をこちらのほうで併せて説明資料としてまとめさせていただいております。

新旧対照表につきましては議案と一緒に併せて送付をさせていただいておりますので、所

要の改正をしたものでございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次、町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、専決第3号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては議案審議のほうで説明資料ということでご説明をさせていただいてございますが、専決のほうで既定した内容につきまして3点ございました。

まず1点は、子ども・子育て支援納付金の賦課徴収に係る既定のそれぞれの追加でございます。併せまして、賦課限度額の引き上げということで、これまでありました医療保険分の基礎控除の引き上げ、併せまして、子ども・子育て支援納付金の分の控除の引き上げがございます。そちらに加えて、軽減班定額の引き上げということで、先の議案提案のほうで概要のほうは説明させていただいておりますが、そちらの中身について、こちらのほうで所要の改正をさせていただいた中身となっております。

併せまして、資料としては新旧対照表ついてございますが、それぞれの条項において改正する内容、併せまして、条ずれの改正といった内容を追加をさせていただきました。

以上となります。

○議長（佐藤孝義君） 次、総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、専決第4号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第11号）になります。

第1条としまして、歳入歳出から2億9,510万1,000円を減額をして、総額をそれぞれ69億8,576万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の額について、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

繰越明許費の補正もお願いしております。第2表で記載をさせていただきました。

地方債の補正についても第3条ということでお願いをしております。

これにつきましては地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

第1表、1ページからご覧いただきたいと思いますが、町税から3ページの町債まで、合計、合わせまして2億9,510万1,000円の減額となっております。

4 ページから歳出になりますが、これも議会費から各費目、公債費まで、予備費まで、合わせまして6 ページの2 億9, 5 1 0 万1, 0 0 0 円の減額としてございます。

第2 表、7 ページでございます。繰越明許費の補正ということで、今般、児童福祉費の物価高騰・子育て応援手当支給事業、また林業費の森林育成推進事業、商工費の只見スキー場リフトオイル交換修繕、また消防費の全国瞬時警報システム更新ということで、年度内に完了ができない見込みとなったものについて追加をさせていただいております。

また、変更としまして、道路橋梁費、教育総務費の地域未来交付金事業等については若干の金額の変更、増減をさせていただいております。

8 ページ、第3 表の地方債補正でございますが、それぞれ緊急防災・減災事業、辺地対策事業、過疎対策事業について、事業の確定に伴いまして起債額の限度額の減額をさせていただいております。

9 ページから事項別明細になりますが、まず1 1 ページ、歳入から主だったもののみご説明をさせていただきたいと思います。それぞれ年度末におきまして、収入見込み、確定に伴う増減の補正をさせていただいております。

譲与税関係については3 月交付分で、確定に伴いまして、ほぼ皆、増額をさせていただいたものでございます。

ちょっと飛びますが、1 4 ページ、最下段に地方交付税でございます。特別交付税、今回、3 月交付で大きく伸びました。4 億5, 7 1 0 万7, 0 0 0 円の増額となっております。内容につきましては、大きなものが除排雪経費で、高齢者の雪下ろし等も合わせまして、3 億3 6 6 万6, 0 0 0 円の特別交付税、交付があったものでございます。

以下、またあの、それぞれ、使用料、手数料についても実績に基づく補正とさせていただいております。

あと、またちょっと飛びますが、1 8 ページ、国庫補助金になります。下段のほうに土木費の国庫補助金でございますが、ここでも臨時道路除雪事業費補助金ということで6, 5 0 0 万円の交付がありましたので計上させていただいております。

以下、県支出金につきましては実績に基づく負担金、補助の補正をさせていただいております。

またちょっと飛びますが、2 4 ページ、基金繰入金でございます。当初予算で見込んでおりました基金について、財源の手当てができるものについては減額をさせていただいて、総

額7億8,400万円ほど繰入の減をさせていただいてございます。

最後、25ページの雑入でございます。26ページの最上段、1,842万2,000円、町有建物等損害保険金、大きく減額となっておりますが、旧五十嵐家の屋根の修繕に伴う保険金の収入を見込んでおりましたが、年度内に収入がなかった、8年度で収入をさせていただくということで、7年度においては減額をさせていただいたものでございます。

27ページ、町債につきましても、それぞれの事業確定に伴いまして減額補正をさせていただいてございます。

28ページから歳出になります。

議会費におきましては年度末における不用残の減額。

総務費の一般管理費、また文書広報費、財政管理費以下、企画費まで、不用残の減額をさせていただいたものになります。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 7目、移住交流費。1節、報酬から36ページ、18の負担金、補助まで、実績に伴う減額補正となっております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 36ページの下段、ユネスコエコパーク推進費、同じく37ページのブナセンター費につきましても実績に基づく減額です。

39ページの情報システム管理費につきましても実績に基づくものでございますが、大きなもので減額幅大きいもの、手数料の電柱共架物移転手数料につきましては当初見込んだほど移転が必要なかったということで、今回、430万円ほど減額をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、菅家亮君。

○中央公民館長（菅家 亮君） 40ページの下段になります。11目の公民館費でございますが、こちらは1報酬から、次のページにいきまして17備品購入費までは実績に伴う減額というものになっております。18の負担金、補助及び交付金につきましても各団体の運営費の補助金、それから生涯バスの運行補助金、こちらも実績によります減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、43ページ、中段になります。

12目、交通安全対策費になりますが、報酬から負担金、補助及び交付金まで、それぞれ事業完了に伴います減額補正となっております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 43ページの諸費でございます。積立金でございますが、自然首都・只見応援基金積立金につきましては歳入実績によりまして93万4,000円増額して積立をさせていただきました。

また、地域振興基金につきましても、将来の財源を見込みまして1億円の積立増をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、43ページ下段からになります。

2項の徴税費。1の徴税総務費。43ページ目から44ページ目中ほどになりますが、それぞれ実績に基づいた減額となっております。

その下、3項の戸籍住民基本台帳費も同じでございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 4項の選挙費につきましても選挙管理委員会費、また選挙啓発費、参議院議員通常選挙費、衆議院議員選挙費につきまして実績による不用残、減額をさせていただきます。

5項、統計調査費につきましても委託統計調査費まで、実績に基づく減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 47ページから民生費、社会福祉費になります。

社会福祉総務費につきましては48ページにかけて事業完了による減額でございますが、中段の償還金につきましては実績、精算によりまして返還が発生しましたので増額で補正をさせていただきました。

その下、国民年金費及び49ページにまいりまして障がい者福祉費につきましても、50ページにかけて事業完了による減額でございます。51ページ、こちらも償還金でございますけれども、障がい児入所給付費。こちらも実績によりまして返還が生じましたので増額で補正をさせていただきます。

老人福祉費から、52・3ページにかけての経費につきましても全て実績による減額で

ございます。

53ページの中段から民生費、児童福祉費になります。

児童福祉総務費から母子福祉費までも事業完了による減額であったり財源内訳の振替で
ございます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 53ページ、最下段の4目、保育所・認定こども園費につきま
しても実績に基づく減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 56ページまいりまして、こちらから衛生費となります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございますけれども、こちらも基本的には事業完
了による減額でございますが、操出金の部分で国保の乳児医療費交付費負担が増額をさせて
いただいております。実績によるものです。

57ページから予防費になります。こちらも全て事業完了による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 59ページ目中段からになります。

3目、環境衛生費でございます。報酬から次の60ページ目の上段になりますが、補助金
までそれぞれ事業完了に伴う減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 60ページ目の保健事業費でございますけれども、保健事業
費及び61ページの保健センター費、62ページにかけて、こちらも事業完了による減額で
ございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 労働費、労働諸費の補助金につきましても実績に伴う減額補
正となっております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 63ページから農林水産業費です。

1目、農業委員会費から農業総務費、農業振興費まで、事業確定による、64ページまで
ですが、事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 4目、山村振興費から、次の5目、交流施設費でございますが、実績に伴う減額でございますが、交流施設費の備品購入費770万6,000円減額となっておりますが、これ、季の郷湯ら里の備品購入の見直しに伴う減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 64ページ最下段、畜産業費から、65ページの農地費、農業機械費、国土調査費まで、事業完了による減額でございます。

66ページまいりまして2項の林業費、1目、林業総務費、事業完了による減額ですけれども、積立金については森林環境譲与税の増額に伴う積立金48万6,000円の増額でございます。

林業振興費、67ページにまいりまして薪エネルギー推進費、林道費、68ページにまいりまして治山費、水産業費まで、事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 続きまして、69ページ、7款、商工費です。

1の商工総務費から2の商工振興費、次ページの観光費、71ページ・72ページ下段の18の負担金、補助金までは実績に伴う減額補正となっております。

4目、観光施設費も実績に伴う減額補正でございますが、73ページの12委託料、この中に保養センター38万円増額になっておりますが、こちらは燃料費の増加に伴う増額補正となっております。次、13の使用料及び賃借料から、次ページ、74ページの備品購入費まで、実績に伴う減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 74ページ中ほどから土木費になります。

土木総務費については事業確定による減でございますが、75ページの操出金、土地開発基金の利子収入ですけれども、収入が伸びまして操出金4,000円増額としております。

2項の道路橋梁費、道路橋梁総務費から道路維持費、76ページまででございますけれども、こちらも事業確定による減でございますが、76ページの委託料、町道除雪委託料5,330万円、最終的に減額となりました。令和7年度の町道除雪委託料については4億8,160万円ほどの執行となりました。

3目の防雪センター費、5目の橋梁維持費と77ページの下段、河川費、さらには78ページまいりまして住宅管理費、集会施設整備費まで事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 78ページ目下段からになります。

款の9、消防費。項の1、消防費。目の1、非常備消防総務費でございます。78ページ目の報酬から79ページ目、委託料ございまして、80ページ目まいりまして最後、18番の負担金、補助及び交付金まで、それぞれに減額の、事業完了によります減額のお願いとなっております。

中ほど、2目の常備消防総務費でございます。こちらにつきましては広域市町村圏の消防費の負担金が決定したことによる減額となっております。

3目の水防費につきましては、それぞれ事業完了に伴いまして減額のお願いとなっております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 続きまして、81ページ、教育費でございます。

1目、今日委員会費、2目、事務局費につきましては実績に基づく減額でございますが、82ページの24節、積立金の教育施設等整備基金積立金につきましては、教育施設整備等に充てるため7,000万円積み立てをさせていただくものです。

83ページにまいりまして、3目、スクールバス運行費から、4目、語学指導事業費、5目、奥会津学習センター費まで、実績に基づく減額でございます。

続きまして、85ページ、小学校費、1目、学校管理費から、86ページにまいりまして5目、明和小学校費まで実績に基づく減額でございます。

86ページ下段、3項、中学校費。1目、学校管理費、2目、教育振興費につきましても実績に基づく減額でございます。

88ページにまいりまして下段の社会教育費。1目、社会福祉総務費につきましても実績に基づく精算でございます。

89ページにまいりまして、89ページの下段の2目、文化財保護費につきましても実績に基づく精算でございますが、90ページの14節、工事請負費、旧五十嵐家住宅保存修理工事につきましては、3月末に工事が完了しましたので実績に基づきまして減額をするものです。

90ページ下段からの3目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費につきましても実績に基づく減額でございます。

92ページにまいりまして保健体育費、1目、保健体育総務費、2目、体育施設費、93ページにまいりまして3目、給食センター費まで、実績に基づく減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 93ページ下段でございます。

11款の災害復旧費。農林水産業施設災害復旧費から、94ページの公共土木施設災害復旧費、現年災害復旧費まで、確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 最後、95ページ、公債費でございます。

元利、償還金につきまして、実績に基づきまして長期元金につきましては760万ほど減額、利子につきましては若干、利率増加した部分ございますので81万1,000円ほど増額をさせていただいております。

96ページ、予備費でございますが、1,689万3,000円減額をして調整をさせていただきました。

97ページからは給与費明細書となっておりますので後程ご確認いただければと思います。

以上、専決第4号のご説明を申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、専決第5号 令和7年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご報告申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の総額からそれぞれ9,256万円を減額し、総額を3億6,317万7,000円とするものでございます。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正となっております。

地方自治法180条第1項の規定に基づきまして、3月31日で専決処分させていただいてものでございます。

1ページおめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますけれども、国民健康保険税から国庫支出金、合わせまして9,256万円の減でございます。

2ページまいりまして歳出でございます。こちらも総務費から予備費まで、合わせまして

9, 256万円の減でございます。

明細につきましては6ページ目から説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。歳入につきましては収入の確定に伴う減額及び増額となっております。

全て歳入についてはそうでございますが、7ページの基金繰入金です。当初、800万円の基金繰入の予定で予算をつくってございましたけれども、結果、基金の繰入が100万円で今回済んでしまったということで、700万円減額をさせていただきます。

8ページまいりまして国庫支出金の国庫補助金なんですけれども、こちらについては社会保障税番号制度システム整備補助金ということで、内容につきましてはマイナ保険証の利用促進の周知、広報等に使用する分ということで、7年度、チラシを配付させていただきましたので、それにかかる国庫補助金となっております。

9ページ目から歳出でございます。

総務費、総務管理費につきましては完了に伴う減額でございます。

下段の総務費、徴税費につきましても10ページにかけて同様でございます。

運営協議会費、趣旨普及費も同じでございます。

11ページまいりまして保険給付費の療養諸費でございますけれども、一般被保険者の療養費分が実績によりまして若干不足しましたので、こちら増額とさせていただきました。

そのほか保険給付費についても完了に伴いましての減でございます。

12ページまいりまして保健事業費でございます。保健事業費につきましても、13ページにかけて事業完了に伴う減額となっております。

14ページでございますけれども、諸支出金の還付金、償還金でございますけれども、こちら保険税の還付が発生しまして、資格の異動の手続き等が遅れたことによる還付分ということで増額をさせていただきました。

続いて、諸支出金の繰出金です。こちらは国保施設特別会計への繰出金でございます。調整交付金分なんですけれども、例年よりも額が少なかったということで、入院を休止にしている関係で、算定となる基礎分が減額となっているので、こちら大きく減っているものでございます。

予備費の減額で調整をさせていただきました。

16ページが給与費明細書になってございます。

続いて、専決第6号 只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）についてご報告申し上げます。

こちらもちょうど歳入歳出予算の補正ということで、既存の総額からそれぞれ4,179万5,000円を減額し、総額をそれぞれ3億2,180万1,000円とするものでございます。

予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

地方債の補正もありまして、第2表 地方債補正によりまして変更をしております。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、3月31日で専決処分をさせていただいたものでございます。

一枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。診療収入から介護給付費等収入まで、合わせまして、2ページにまいりまして、4,179万5,000円の減額でございます。

3ページ、歳出。こちらもちょうど診療所費から予備費まで、合わせまして4,179万5,000円の減額でございます。

4ページ、第2表 地方債補正ということで、過疎対策事業、事業完了によりまして額の変更をさせていただきました。

明細につきましては7ページから説明申し上げます。

歳入でございます。歳入につきまして、診療収入につきましても歳入確定に、収入の確定に伴う増減となっております。

8ページまいりまして、外来及び歯科収入についても同様でございます。

歳入は全て、確定による補正になっております。

10ページまいりまして繰入金でございます。先ほど6月補正、補正予算のほうでもお話をしましたが、今年度、専決で基金の繰入を2,200万円増額をさせていただいて、総額として7,000万円を繰入をさせていただいております。これによりまして運営基金の残につきましては利子分程度しか残らないという状況になってございます。

雑入につきましても歳入の確定によりまして減でございます。

11ページまいりまして町債につきましても事業完了による減。

県の補助金でございますけれども、医療費、医療施設等物価高騰対策支援金ということで、燃料費等の高騰によりまして県補助がありましたので、こちら増額で補正をさせていただい

ております。

介護給付費につきましても実績に伴う増でございます。

１２ページから歳出になります。

診療所費の総務費でございますけれども、一般管理費、そして１３ページの研究研修費、１４ページの医師住宅費、１５ページの、ここまです、ここまでは事業完了による減でございます。

１５ページから診療所費の医業費になります。こちらにも医科管理費、そして、１７ページ、医科医療用機械器具費等につきましても完了による減でございます。

１７ページ中段の医科検査費につきましても件数が多かったということで増額をさせていただきます。

下段の歯科管理費から１８ページにかけましても実績に伴う減でございますけれども、修繕費につきましても、医科医療機械修繕器具費につきましても、急遽、修繕が発生したということでの増額の補正とさせていただきます。

給食費から、１９ページの公債費にかけましても完了による減でございます。

予備費で調整をさせていただきます。

２０ページから給与費明細書になっておりますのでご覧ください。

続いて、専決第７号 令和７年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の総額からそれぞれ４８２万４，０００円を減額し、総額をそれぞれ１億７，１５４万４，０００円とするものでございます。

予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては、第１表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

こちらにも地方自治法第１８０条第１項に規定に基づきまして、３月３１日で専決処分させていただきます。

１ページまいりまして、第１表 歳入歳出予算補正でございます。歳入の後期高齢者医療保険料から諸収入まで、合わせまして４８２万４，０００円の減でございます。

２ページ目、歳出でございます。総務費から予備費まで、合わせて４８２万４，０００円の減額でございます。

明細につきまして５ページ目から説明申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては収入の確定に伴う減でございます。

繰越金についても繰入の完了に伴いましての減となっております。

6 ページまいりまして諸収入につきましても同様、減額でございます。

7 ページから歳出になります。

総務費、総務管理費につきましても事業完了による減。

徴収費及び滞納処分費も同様でございます。

8 ページまいりまして中段の後期高齢者医療の広域連合への納付金につきましても、こちらでも完了によりまして減額でございます。

9 ページ、公債費、諸支出金、繰出金についても同様、減額でございます。

予備費で調整をしております。

続いて、専決第8号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、総額からそれぞれ1,905万2,000円を減額し、総額を8億464万5,000円とするものです。

補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、3月31日で専決処分させていただいた内容となっております。

1 ページ目、第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、保険料から諸収入まで、合計して1,905万2,000円の減でございます。

2 ページまいりまして歳出です。

こちらでも総務費から、3 ページ、予備費まで、合わせまして1,905万2,000円の減でございます。

明細については6 ページからご説明申し上げます。

歳入につきましては全て、収入の確定による増減となっております。8 ページにかけてそうです。

9 ページから歳出になります。こちらにつきましても、総務費につきましては事業完了による減。

保険給付費につきましても介護サービス等諸費から、１０ページ、１１ページ、１２ページにかけまして、保険給付費も確定による減となっております。

１４ページ、こちら財政安定化基金の繰入金。そして、地域支援事業。こちら１５ページから１６ページにかけて、こちら事業完了による減となっております。

１７ページ、公債費。そして、諸支出金の減でございます。

予備費で調整をして、予備費を増額して調整をさせていただいております。増額の理由としましては、翌年の償還がありますので、増額しての繰越という状況でございます。

続いて、専決第９号 令和７年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第２号）でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、総額からそれぞれ３，１１６万７，０００円を減額し、総額を２億９，１３７万９，０００円とするものでございます。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては、第１表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づきまして、３月３１日において専決処分をさせていただいた内容でございます。

１ページまいりまして、第１表 歳入歳出予算補正です。

歳入でございます。サービス収入から諸収入まで、合計で３，１１６万７，０００円の減でございます。

２ページまいりまして歳出です。総務費から予備費まで、こちら合計で３，１１６万７，０００円の減でございます。

明細につきまして、５ページ目から説明申し上げます。

歳入のサービス収入費につきましては介護給付及び自己負担金収入、こちら収入の確定による増減となっております。

使用料につきましても確定による減でございます。

６ページまいりまして繰入金でございますが、一般会計からの繰入金につきましては減額、基金繰入金については増額をさせていただきましたが、こちら年度途中の、といいますか、急な退職が発生をしましたので、基金を、退職金の上乗せの対象となっている方が退職されたということで、その分の繰入を増額をさせていただきました。

続いて、７ページから歳出になります。

総務費の施設管理費、一般管理費につきましては事業完了による減額でございます。

施設整備費につきましても同様でございます。

8 ページまいりまして、公債費から諸支出金についても同様でございます。

予備費で調整をさせていただきました。

9 ページ目から給与費明細書になってございますのでご覧いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、菅家亮君。

○中央公民館長（菅家 亮君） 専決第10号 令和7年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ですが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、総額1,588万2,000円とするものです。

予算の補正、款項の区分及び金額並びに補正後の金額は、第1表 歳出予算補正のとおりでございます。

地方自治法の規定に基づきまして専決処分をさせていただいたものです。

1 ページをご覧ください。歳入歳出予算補正ですが、歳入のほう、財産収入、諸収入、合計しまして1,000円の減額となっております。

続いて、2 ページのほうをご覧ください。歳出になります。財産管理費から予備費、合計で1,000円の補正となっております。

5 ページから詳細のほうご説明申し上げます。

まず歳入でございますが、こちらにつきましては全て、事業確定に伴います予算の増減になってございます。雑入につきましては、公社造林契約地の解除にかかります補償料、確定しましたので減額をしております。

続いて、6 ページ目をご覧ください。財産管理費。1 目の一般管理費でございますが、こちらにつきましては事業確定に伴います減額となっております。

予備費で調整をさせていただいております。

以上、説明を終わります。

○議長（佐藤孝義君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって専決第2号から10号までは報告済みといたします。



◎令和 7 年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第 7、報告第 4 号 令和 7 年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、報告第 4 号 令和 7 年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご説明、ご報告申し上げます。

令和 7 年度につきましては、国の補正による繰越も含めまして、14 事業、記載のとおりとなっておりますが、繰越額 3 億 7,804 万 9,000 円ということで繰越をさせていただいてございます。

特定財源、国庫支出金、また公債、その他基金になりますが、を除いた一般財源として 2,889 万 3,000 円を繰り越し財源として繰越をさせていただいたものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これをもって報告第 4 号 令和 7 年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みとします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和 7 年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 8、報告第 5 号 令和 7 年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 報告第 5 号 令和 7 年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）、報告をさせていただきます。

本件につきましては、2 件、令和 6 年度から繰越したものが 7 年度中にも完了しなかったということで、8 年度へ繰越をさせていただくものでございます。

民生費につきましては、福祉交通事業ということで、車両購入費を契約をしてございましたが、7年度中に納車されなかったため、8年度に繰越をしてございます。

商工費、駅前複合施設整備事業につきましても、設計委託等について7年度完了できない部分について1,818万9,000円になりますが、繰越をさせていただいたものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これをもって、報告第5号 令和7年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）は報告済みとします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、追加日程第2、議案第36号 令和8年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第36号 令和8年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の予算の総額にそれぞれ650万円を追加しまして、総額を4億240万7,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

2条としまして、地方債の補正ということで、第2表 地方債補正のとおりでございます。

一枚おめくりいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますけれども、町債ということで650万円の増でございます。

2ページまいりまして歳出です。診療所費で650万円の増でございます。

3ページ、第2表 地方債補正でございますけれども、過疎対策債を1,300万円から1,950万円に額を変更するものでございます。

明細につきましては6ページからご説明申し上げますが、歳入は町債の一般会計債ということで、過疎対策事業債で診療所の設備事業ということで600万円の増をお願いをしたいと考えてございます。

歳出でございますけれども、診療所費の総務費、一般管理費の工事請負費でございます。こちらにつきましては当初予算におきまして診療所の敷地内にあります医師住宅の解体をお願いをしておりました。4月に入札をしまして、解体工事に入るところで建材のアスベストの含有調査を行いましたところ、建材から2箇所ほどアスベストが検出されたということで、これに伴いまして現在計画をしております仕様の養生足場では養生できないということでの仕様の変更が必要になります。また、アスベストが出たということで処分方法でありますとか、処分した建材の搬出先、搬出距離等が変わりまして、計画全体を見直すという必要性が出てきます。それに伴う事業費の増額として今回、追加の補正をお願いをするものでございますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 医師住宅のアスベストが出たということなんですけれども、このアスベストはやっぱり解体する時にわかるということになっちゃうんだとは思んですが、あらかじめ、その築年数などで、これは、この建物にはアスベストありそうだなとか、なんか、あらかじめ予測がついたりしないものかなと思ってちょっと質問したいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 事前にまあ、アスベストのあることがわからなかったかというご質問かと思っておりますけれども、築年数によりまして、その当時の建材等には入っている可能性は高いものはあろうかなとは思っておりますけれども、実際、調べてみないと、そこはわからないということで、今回は当初予算で予算をとらせていただいた段階で、アスベスト調査費用も含めての設計とさせていただきました。ただ、解体するにあたり、実際に調査をしないと、どうなのかというのはわからないということで検査を今回はしたら、検出されたということで、全てこう、仕様から、設計からが変ってしまうといったことによる増額という状況

でございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 36 号 令和 8 年度只見町国民健康施設特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 9、陳情 8－5 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

陳情 8－5 については、会議規則第 92 条第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情 8－5 については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 8－5 を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

したがって、陳情 8－5 については採択とすることに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（佐藤孝義君） 日程第 10、発委第 1 号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、酒井右一君。

10 番、酒井右一君。

登壇のうえお願いします。

〔議会運営委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（酒井右一君） 議員提出議案。

発委第 1 号 議員の派遣について提案いたします。

資料配付になっていると思いますが、発委 1 号、裏面を説明いたします。

本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

一つ、南会津地方町村会議員大会。目的、派遣場所、期間、派遣議員、以下のとおりでございます。

2 番として、国道 289 号八十里越地点開発促進期成同盟会総会及び事業概要説明会。こ

のために三条市、漢学の里、諸橋徹次記念館に派遣されます。期間は **8 年 7 月** の 2 2 日から 2 3 です。派遣議員は只見町議会議員 **1 2** 名であります。

先ほど 1 番の南会津地方議会議員大会の派遣場所、以下、抜かしましたので追加いたします。季の郷湯ら里で行われます。派遣期間は令和 8 年の 7 月 2 日の 1 日間です。派遣議員は只見町議会議員 1 2 名全員でございます。

以上でございます。

〔日程について指摘あり〕

○議会運営委員会委員長（酒井右一君） ご指摘ありがとうございました。

1 番、訂正申出のとおり、令和 8 年 7 月 3 日の 1 日間であります。訂正いたします。

○議長（佐藤孝義君） 提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第 1 号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

議運の委員長は自席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君）　　ここでお諮りいたします。

矢沢明伸議員より、発議第３号　被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第３として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　　ご異議なしと認めます。

よって、発議第３号を日程に追加し、追加日程第３として議題とすることに決定しました。

資料を配付させます。

〔資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める
意見書（案）

○議長（佐藤孝義君）　　追加日程第３、発議第３号　被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

矢沢明伸君、登壇のうえ説明願います。

７番、矢沢明伸君。

〔７番　矢沢明伸君　登壇〕

○７番（矢沢明伸君）　　発議第３号　被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について朗読します。

提案者は私、矢沢明伸。

賛成者は、酒井右一、平山真恵美、小沼信孝、目黒道人であります。

被災児童生徒就学支援事業等の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

それでは案文を朗読いたします。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
(案)。

東日本大震災から…

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 説明省略が出ましたので、説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を
求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

矢沢議員は自席へお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそうのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、議長から発言の許可をいただきましたので、令和8年6月会議が散会されるにあたりご挨拶申し上げます。

本会議は今週9日から本日まで、4日間に亘りまして各議案等につきまして慎重にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

まずあの、一般質問につきましては9名の方々からご質問をいただきまして、現在の厳しい町の状況に関する質問から、来年の夏に暫定開通する八十里またJR只見線、そして、農地の問題であるとか、あと統合後の空き校舎等の施設、町の管理する施設、診療所、駅前複合施設、そして、リーダーの在り方等々につきまして多角的な面からご質問を賜りました。

本当に今、只見町は課題山積といたしますか、やらなければいけない事業、取り組まなければならない課題が山積しておりますが、ここから逃げ出すわけにはいきませんので、一つ一つ、皆様方と議論を尽くしながら、より良い方向を見出してまいりたいというふうに思います。

それにはあの、私を中心とした町当局側の説明の在り方、その辺のことにつきましても、いくら趣旨が良くても、その説明の順番であるとか、目的であるとか、誰に届けるのかということ含めまして、丁寧な説明がまだ足りないというふうに思いますので、その辺のところはご意見をいただきましたのでより丁寧な説明に心掛けてまいりたいというふうに

思います。

そしてあの、一部、議案提出にあたりまして不手際ございまして、改めてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

またあの、各議案につきましても、それぞれ可決いただきましたが、特に一般会計補正予算の小水力発電につきましては、皆さん、お一人お一人、賛成いただいた議員の方も、反対なされた議員の方も、おっしゃることは一つ一つよく、ご意見は承りましたし、わからないわけではございませんので、その辺、私どもの反省点含めまして、そのいただいたご意見をどういうふうに反映させていくのかということがこれからより大事であるというふうに思いますので、いただいたご意見は丁寧に、もう一度、我々、庁議構成員で情報共有して、さらに職員にも浸透させるように努めまして、より良く反映できるように努めてまいりたいというふうに思います。

6月会議は本日で散会となりますが、6月会議でいろいろご意見・ご質問いただいた事柄をまたこれから具体的に進めていただくための皆様との話し合い、会議というのをまたお願いしたいというふうに、早速ではございますが考えておりますので、大変お忙しいこととは思いますが、どうかよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

これから暑くなりますし、本当にあの、これからの天気といえますか、気象情報も予断が許しません。私どもも十分、気象情報等に注意しながら、ちょうど新潟・福島豪雨から15年を迎えますので、その辺の警戒、予測につきましては怠ることのないように、防災対策につきましても心して取り組んでまいりたいというふうに思います。

少し長くなりましたが、6月会議散会にあたりまして皆様方のご審議への御礼を申し述べさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は4日間という期間でありましたが、慎重審議をいただきまして日程ど

おり全て終了することができました。

ありがとうございました。

町当局におかれましては、一般質問並びに議案審議の中で各議員から出されました厳しい意見、あるいは提言について、特に留意され、町政執行にあたられますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなります。体調の管理には十分注意され、ご活躍いただきますことをお願いしまして御礼の挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 上着の着衣を求めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午後 2 時 5 3 分）